

第159期 定時株主総会 招集ご通知

会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階
大手町三井ホール

日時

2024年3月27日(水曜日)午前10時開会／受付開始午前9時

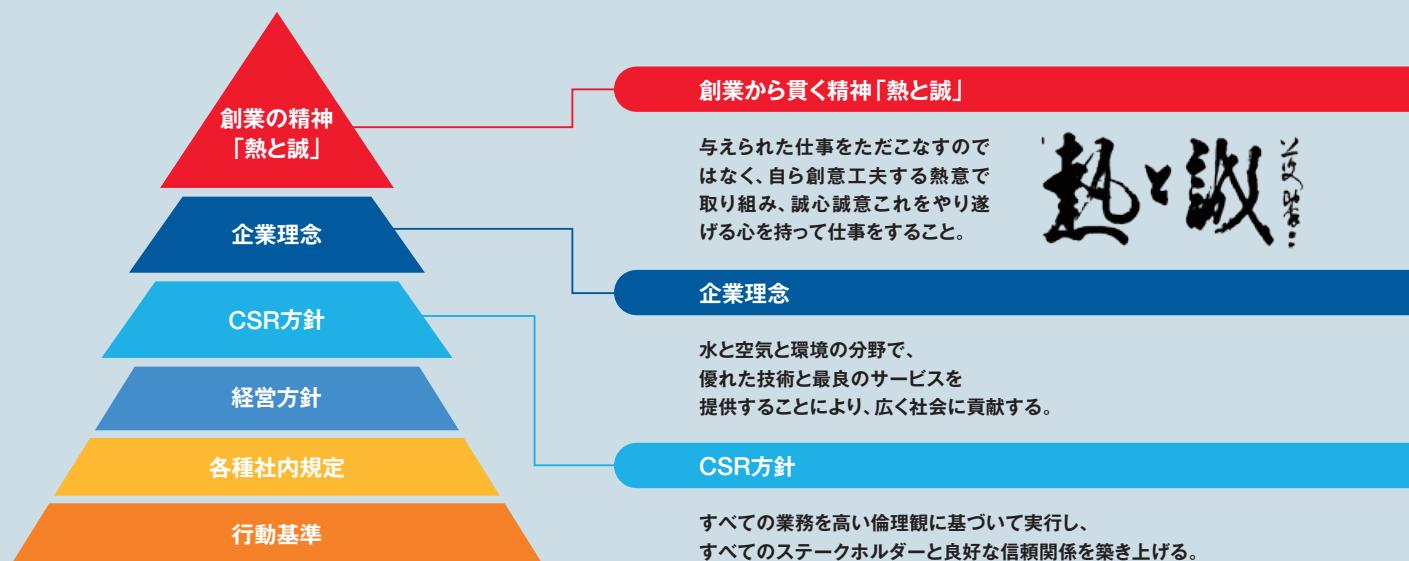
目次

第159期定時株主総会招集ご通知	3	事業報告	31
株主総会参考書類		連結計算書類	83
第1号議案 剰余金の処分の件	11	計算書類	85
第2号議案 取締役10名選任の件	13	監査報告書	87

Looking ahead,
going beyond expectations
Ahead  *Beyond*

私たちの使命は社会・産業・暮らしを 支えていく製品・サービスを提供し、 社会に貢献していくこと その原点は「熱と誠」

1912年、畠山一清は「ゐのくち式渦巻きポンプ」を世に広めるため、荏原製作所を創業。
世界的に認められていた井口博士の渦巻きポンプの理論を応用し、
水道用ポンプの国産化、災害に備えた水インフラの整備、水道の浄水装置の国産化などに取り組みました。
「日本の近代化に貢献したい」「社会の課題を解決したい」という熱意と誠意、「熱と誠」を原動力に、
荏原製作所は社会・産業・暮らしを支えていく製品・サービスを提供し、社会に貢献していくことを使命としてきました。
「熱と誠」の魂を受け継ぐ従業員が、コツコツと培ってきた“技術力”と“信頼性”。これらが私たちの成長の源です。





取締役
代表執行役社長

浅見 正男

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますと共に、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、第159期定時株主総会を2024年3月27日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

本株主総会の模様はインターネットによるライブ中継を実施させていただきます予定です。

ご来場いただくことが難しい株様におかれましては、ぜひ、ライブ中継にて株主総会の模様をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

2024年3月



株主の皆様との対話を 追求した荏原の株主総会



会場にて リアルご参加

▶ 詳細はP3をご覧ください。

会場にご来場いただき、株主様の皆様のお声をお聞かせください。



ご自宅よりご視聴、 ご参加

▶ 詳細はP5をご覧ください。

インターネットによるライブ中継にて総会の様子をご覧ください。
質問は、事前にご質問受付ウェブサイトをご利用ください。



第159期 定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第159期（2023年12月期）定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6361/teiji/>



お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、

2024年3月26日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1 日時

2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2 場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール

3 目的事項

報告事項

- 第159期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第159期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛の表示があったものとして取り扱います。

以上

※事前の議決権行使方法は、4頁及び6頁をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事前の質問受付について



株主の皆様のお声を聞かせてください。
ご質問受付ウェブサイトの開設

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



当社にご質問したい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。上記URL又はQRコードより、ご質問受付ウェブサイトへアクセスいただき、ご質問ください。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただきます。

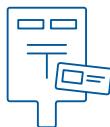
(事前) 質問受付期限 2024年3月26日(火曜日)午後5時15分受付分まで

※ 事前質問の中で、本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
※ 本総会後もご質問をお受けいたします。ライブ中継又は動画配信をご視聴いただいた上でのご質問、ご意見なども上記ウェブサイトにお寄せください。

本ライブ中継は視聴のみとなりますので、ご質問がある場合は、事前にご質問受付ウェブサイトよりご質問ください。

事前の議決権行使について

郵送による議決権行使



行使期限 **2024年3月26日(火曜日)午後5時15分到着分まで**

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

インターネット等による議決権行使 詳細は6頁参照



行使期限 **2024年3月26日(火曜日)午後5時15分受付分まで**

スマートフォン等による議決権行使方法(スマート行使[®])

議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取り、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

株主総会ポータル(<https://www.soukai-portal.net>)又は議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

ライブ中継のご視聴を希望される株主様へ

株主様限定 インターネットライブ中継(事前登録制)

本総会の模様は、インターネットによるライブ中継でもご覧いただくことができます。ライブ中継のご視聴を希望される株主様は、事前登録をお願いいたします。登録いただいた株主様に配信サイトのURLをご案内させていただきます。

ライブ中継日時 **2024年3月27日(水曜日) 午前10時から**

※午前9時過ぎから株主総会開会までの間、事業紹介動画やトピックス映像などの投影を予定しています。



ご視聴までの流れ

パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

① 下記URL又はQRコードより、当社ウェブサイトへアクセス

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



② ライブ中継の視聴申込ページより、「株主番号」と「メールアドレス」などの情報を入力
登録完了後、ご登録のメールアドレス宛に配信サイトのURLのご案内が届きます。

③ 株主総会当日、ご案内させていただいた株主総会配信サイトにアクセス

(ご留意事項)

- ・インターネットによるライブ中継はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます。また、本総会開催前及びご視聴後のご質問は上記のウェブサイトでお受けいたします。
- ・ご視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。また配信サイトのURLの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・当日のライブ中継映像は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとします。
- ・本サービスは、日本国内限定のものであり、日本国外からのご参加はお控えください。
- ・株主様の使用機器やネットワーク環境によっては、本サービスをご利用にならない場合もあります。

当日ご視聴、ご参加できなかった株主様へ

開催後の株主総会の動画配信

株主総会にご出席できなかった株主様のために、当社ウェブサイト上で株主総会の報告事項の動画配信を行います。2024年4月上旬に配信を予定しておりますので、ぜひご覧ください。

ご視聴方法

荏原HP ▶ 株主・投資家情報 ▶ 株式・社債情報 ▶ 株主総会

<https://www.ebara.co.jp/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使期限
2024年3月26日（火）午後5時15分

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）

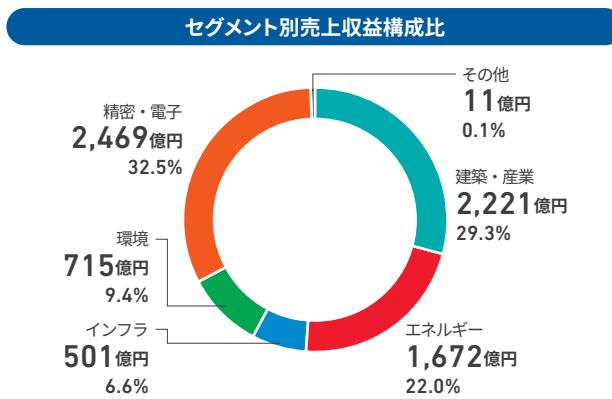
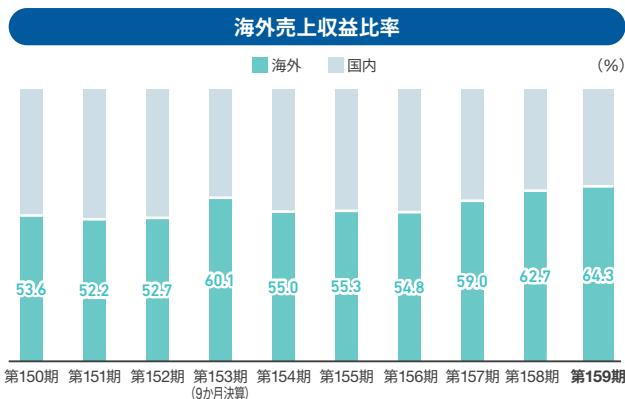
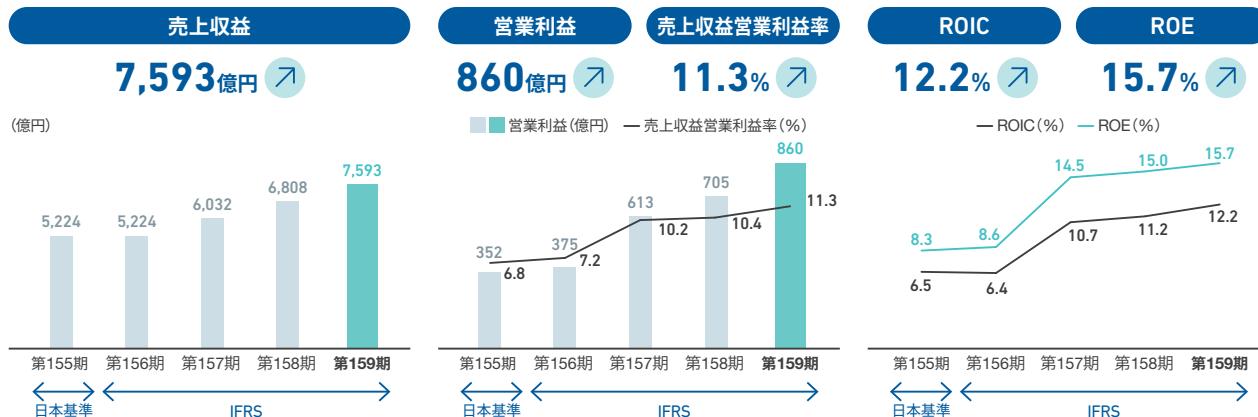


ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

業績の推移

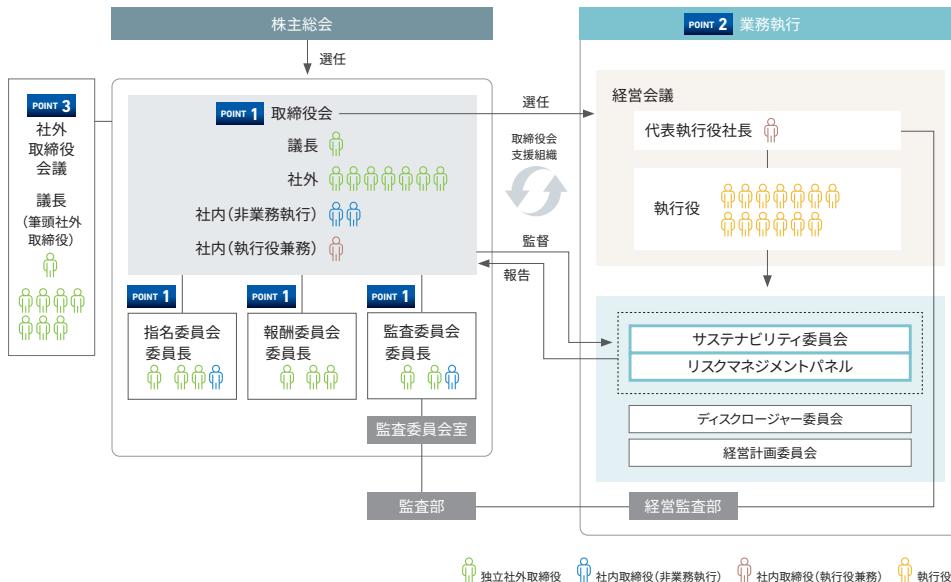
- 売上、営業利益ともに昨年度を上回り、過去最高を更新しました。
- 海外での売上が増加し、海外での売上収益比率が約65%となっています。



コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観として定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じて企業価値を向上させ、その成果を株主をはじめとする様々なステークホルダーと分かち合うことを経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。

2023年12月31日現在



POINT 1 監督機能の強化と 透明性の確保

独立社外取締役が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役中心の取締役会構成とすることにより、独立性・客観性の観点から経営の監督機能を強化し、透明性を確保しています。2015年に指名委員会等設置会社に移行。現在の体制は、取締役会議長及び指名・報酬・監査委員会の委員長は独立社外取締役で、取締役及び各委員の過半数が独立社外取締役で構成されています。

POINT 2 業務執行権限の拡大と 競争力強化

監督（取締役会）と執行の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進し、競争力強化と執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を実行しています。

POINT 3 社外取締役会議の設置

独立社外取締役のみで構成される会議体（社外取締役会議）を設置し、取締役会の数日前に毎月開催しています。社外取締役会議では、担当執行役による取締役会議案の事前説明や事業に係わる追加説明がなされ、独立社外取締役が必要な課題を認識し理解を深め自由に議論を行っています。ここでの議論・課題認識を踏まえて独立社外取締役が取締役に臨むことで、取締役会の議論の質の向上に寄与しています。

取締役会及び各委員会等の活動状況



取締役会 | 議長 大枝宏之(独立社外取締役) 開催回数 14回

主たる役割

- 継続的に企業価値を向上させるため攻めと守りの両面で適切なリスクテイクを支える最良のガバナンス体制を牽引する
- 中長期的な視点から、企業戦略などの大きな方向性を示す
- 独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行う

第159期に議論された主な事項

- 長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- 対面市場別組織への移行後の効果と課題の検証
- サステナビリティに関する中長期課題・ESG経営への対応と検討(人材育成、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス(DD)、カーボンニュートラル、TCFD提言に基づく情報開示への対応策等)
- 経営インフラの高度化・効率化の効果と課題の検証(CxO制の効果と課題、グループガバナンス強化施策、ERP導入、グローバルHCM(Human Capital Management)導入等)
- 新規事業開発と全社マーケティング活動
- 年度経営計画の策定、各事業部門KPIの設定
- 取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ



● 社外 ● 社内

取締役会の構成

議長

社外

社内(非業務執行)

社内(執行役兼務)

取締役会議長の評価

- 2023年12月に実施(年1回)



社外取締役会議 | 議長・筆頭社外取締役 澤部肇(独立社外取締役) 開催回数 13回

主たる役割

- 独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場

第159期に議論された主な事項

- 取締役会議題の事前共有
- 取締役会の実効性評価のフォローアップと次年度の取り組み
- 長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリング
- 対面市場別組織への移行の効果と課題の検証(海外シェアアップに向けた戦略等)
- サステナビリティ課題の議論(人事制度・女性活躍推進の状況)

社外取締役会議の構成

議長



● 社外 ● 社内



指名委員会 | 委員長 澤部肇 (独立社外取締役) 開催回数 17回

第159期に議論された主な事項

- 経営者育成・選定プログラムの実施とモニタリング
- 取締役のサクセッションプラン
- 取締役候補者の審議
- 執行役候補者の審議

指名委員会の構成

委員長



● 社外 ● 社内



報酬委員会 | 委員長 藤本美枝 (独立社外取締役) 開催回数 14回

第159期に議論された主な事項

- 取締役及び執行役の報酬制度
- 取締役及び執行役の個人別報酬
- 執行役の業績評価結果における短期業績連動報酬額
- E-Plan2025における長期インセンティブの検討
- 役員報酬の開示のあり方について
- 短期業績連動報酬における新しいESG指標の検討

報酬委員会の構成

委員長



● 社外 ● 社内



監査委員会 | 委員長 北山久恵 (独立社外取締役) 開催回数 23回

第159期に議論された主な事項

- 執行役等の職務執行・法令遵守体制の監査
- 会社法、金融商品取引法に係るグループ内部統制の整備及び運用状況監査
- 会計監査人・内部監査部門との連携、三様監査の体制構築
- 国際財務報告基準(IFRS)運用の定着化、重要会計事項に係る会計処理の適切性
- 対面市場別5カンパニー制の業務執行におけるガバナンス体制の整備状況、中期経営計画E-Plan2025の進捗状況
- 小規模海外拠点やM&A先を含む子会社のガバナンス及び内部統制の整備・運用状況、新しい部門横断機能(CxO制)を含む親子会社間及び事業部門・コーポレート間のレポートラインの整備・運用状況
- 内部通報窓口の整備・運用状況の点検及び通報案件対応における実効性の確保

監査委員会の構成

委員長



● 社外 ● 社内

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。株主還元につきましては、連結配当性向35%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

この方針に基づき、第159期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき131円50銭といたしたいと存じます。

この結果、中間配当金97円50銭と合わせ、当期の年間配当金は1株につき229円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、
金131円50銭
総額 12,140,415,457円

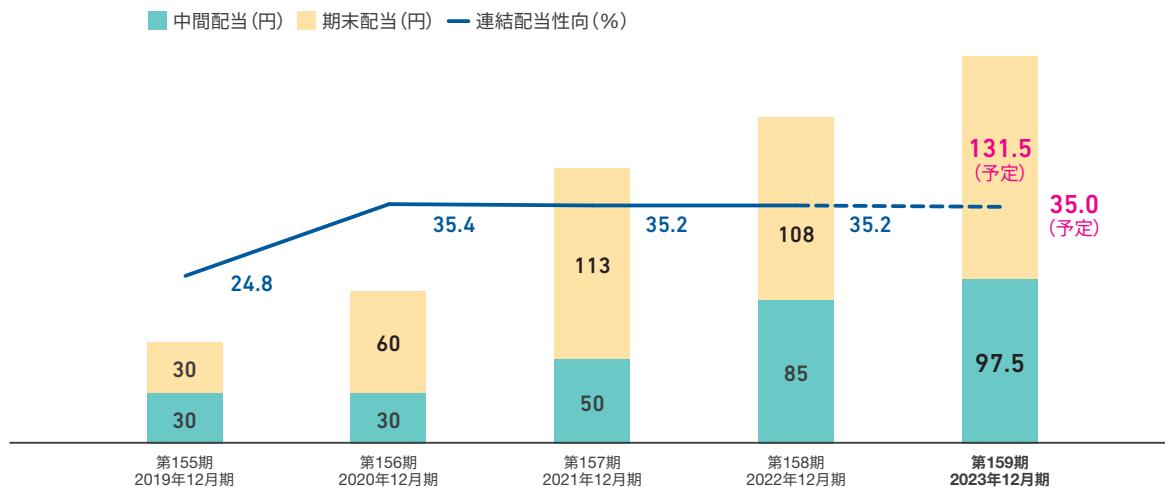
3

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月28日

〔ご参考〕株主還元の推移

1株当たり配当金／連結配当性向の推移



配当金等の推移

区分	年度	第155期 (2019年度)	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	60	90	163	193	229 (予定)
連結配当性向	(%)	24.8	35.4	35.2	35.2	35.0 (予定)

※当社グループは、第157期より、国際財務報告基準(IFRS)を適用しており、第156期の連結配当性向についても、IFRSに準拠して表示しています。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役を1名減員し、ここに取締役10名の選任をお願いするものです。

本議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、取締役10名中、社外取締役が7名、女性取締役が3名の体制となり、取締役会が引き続き高い独立性と多様性を備えた監督機能を発揮できると考えています。

各候補者は、当社で定めた「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と独立性基準」(27頁及び28頁)を満たしています。

また、当社は、取締役会及び取締役の実効性を維持・向上させるために「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において取締役に求める役割・資質要件を属性や役職(社外取締役、議長、筆頭社外取締役等)ごとに明確に決めました(29頁及び30頁)。指名委員会は各取締役候補者が当該要件に加え、当社が重要と考える「取締役候補者に期待する分野」の複数の項目についての知識・経験を有していることを確認し、決定しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ebara.co.jp/ir/governance/information/governance-policy.html>

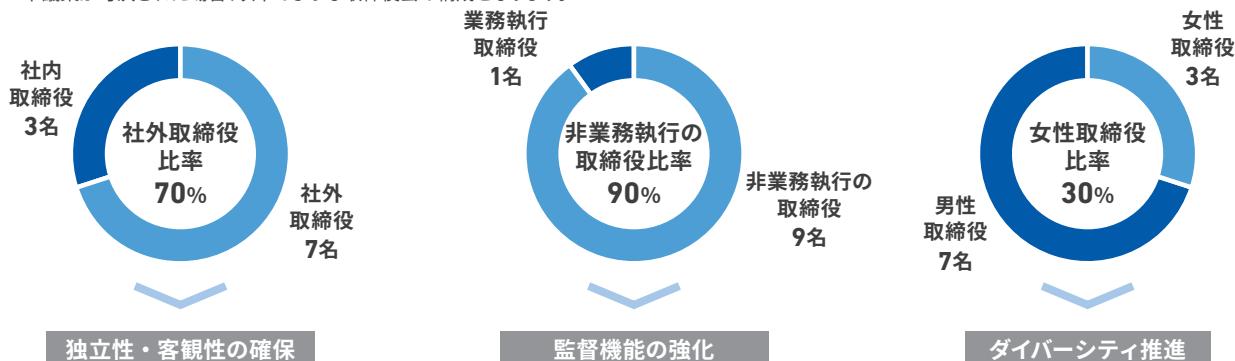
候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	属性
1	まえだ とういち 前田 東一	取締役 会長 指名委員会委員	100% (14/14回)	再任 非執行
2	あさみ まさお 浅見 正男	取締役 代表執行役社長	100% (14/14回)	再任 執行
3	おおえだ ひろし 大枝 宏之	取締役 取締役会議長 指名委員会委員	100% (14/14回)	再任 社外 独立役員
4	にしやま じゅんこ 西山 潤子	取締役 報酬委員会委員	100% (14/14回)	再任 社外 独立役員
5	ふじもと みえ 藤本 美枝	取締役 報酬委員会委員長	100% (14/14回)	再任 社外 独立役員
6	きたやま ひさえ 北山 久恵	取締役 監査委員会委員長	100% (14/14回)	再任 社外 独立役員
7	ながみね あきひこ 長峰 明彦	取締役 監査委員会委員	100% (14/14回)	再任 非執行
8	しまむら たくや 島村 琢哉	取締役 報酬委員会委員	100% (14/14回)	再任 社外 独立役員
9	こうげ ていじ 高下 貞二	取締役 指名委員会委員	100% (10/10回)	再任 社外 独立役員
10	ぬまがみ つよし 沼上 幹	取締役 監査委員会委員	100% (10/10回)	再任 社外 独立役員

(注) 高下貞二、沼上幹の両氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しています。

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 証券取引所届出独立役員
 執行 業務執行取締役候補者 非執行 非業務執行の取締役候補者(社内)

取締役会の構成

※本議案が可決された場合、以下のような取締役会の構成となります。



当社が取締役候補者(社外及び非執行)に期待する分野

候補者番号	就任予定委員など	当社が取締役候補者(社外及び非執行)に期待する分野								
		法務 リスク管理	人事・ 人材開発	財務・会計 資本政策	監査	企業経営 経営戦略	技術研究開発・ イノベーション	環境	社会	内部統制・ ガバナンス
1	会長 指名委員					*	*	*	*	*
2	代表執行役社長	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	取締役会議長 指名委員		*	*		*			*	*
4	監査委員				*		*	*	*	*
5	報酬委員会委員長	*	*		*				*	*
6	監査委員会委員長	*		*	*				*	*
7	監査委員	*		*	*				*	*
8	報酬委員		*	*		*			*	*
9	筆頭社外 指名委員会委員長		*	*		*			*	*
10	報酬委員			*	*	*			*	*

指名委員会委員長 指名委員会委員長候補者 報酬委員会委員長 報酬委員会委員長候補者 監査委員会委員長 監査委員会委員長候補者

指名委員 指名委員会委員候補者 報酬委員 報酬委員会委員候補者 監査委員 監査委員会委員候補者 筆頭社外 筆頭社外取締役候補者

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

まえだ とういち
前田 東一

1955年12月24日生(満68歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会 指名委員会
100%(14/14回) 100%(17/17回)

期待する分野

企業経営
経営戦略技術研究開発・
イノベーション

環境



社会

内部統制・
ガバナンス

属性・委員会

再任

非執行

会長

指名委員



株主の皆様へ

2023年度は対面する各市場は様々な景況状態でしたが、業務執行部門の適切な事業運営により2022年度を超える業績を達成しました。2015年の指名委員会等設置会社への移行から継続してきたコーポレートガバナンス改革による強固な経営基盤をベースに、攻めの投資を行うことにより、従来事業の収益性の向上と拡大を進め、新事業の開拓にもチャレンジしております。引き続き住原グループの新たな成長と企業価値向上を実現するG to V(Governance to Value)に邁進しますので、株主様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、社長在任時に企業価値向上を目指して強いリーダーシップを発揮しました。指名委員会等設置会社移行時には最適な業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に尽力しました。また、会長就任後も更なるガバナンス体制の強化を目指した改革を推進しています。候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「企業経営、経営戦略」、「技術研究開発・イノベーション」及び「環境」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、当社における経営経験及び事業に関する豊富な知識と経験を活かし、引き続き取締役会長としてガバナンス改革を推進することができるかと判断し、取締役候補者となりました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社
2007年 4月 当社執行役員
2010年 4月 当社常務執行役員
2011年 4月 当社風水力機械カンパニー
カスタムポンプ事業統括
2011年 6月 当社取締役

2012年 4月 当社風水力機械カンパニープレジデント
2013年 4月 当社代表取締役社長
2015年 6月 当社代表執行役員社長
2019年 3月 当社取締役会長(現在)
同 当社指名委員会委員(現在)

所有する当社株式数

38,519株

取締役在任年数

12年9か月 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

候補者番号

2

あさみ まさお
浅見 正男1960年4月7日生(満63歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会

100%(14/14回)

期待する分野

(代表執行役社長)

属性・委員会

再任

執行

代表執行役社長



株主の皆様へ

対面市場別事業体制への変更で感じられ始めたマーケットイン思考への転換を更に進め、競争力強化に向けた良い流れを強めていきます。そして、E-Plan2025のテーマ「顧客起点での価値創造」を実現し、E-Vision2030で掲げる「2030年にありたい姿」を目指す施策を実行することによって、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、精密・電子事業の責任者としてグローバルでの事業拡大を推進し、社長就任後は長期ビジョンE-Vision2030を掲げ、そのスタートとなる中期経営計画E-Plan2022を着実に達成するとともに、これに続く中期経営計画E-Plan2025を策定し、その実現に向けて新技術・新事業の開拓や組織風土の改善に強いリーダーシップを発揮しています。

指名委員会は、候補者が当社の定める取締役求められる資質要件を満たしており、引き続き代表執行役社長を兼務する取締役として、長期ビジョンE-Vision2030及び中期経営計画E-Plan2025の達成を目指して業務執行の陣頭指揮を執っていくとともに、監督と執行の両面で取締役会での決議や審議に資する適切な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2016年 4月	当社精密・電子事業カンパニー プレジデント
2010年 4月	当社執行役員	2019年 3月	当社取締役(現在)
2011年 4月	当社精密・電子事業カンパニー 営業統括部長	同	当社代表執行役社長(現在)
2014年 4月	当社常務執行役員	2023年 1月	当社CEO(現在)
2015年 6月	当社執行役常務	同	当社COO(現在)
		2024年 1月	当社精密・電子カンパニー プレジデント(現在)

所有する当社株式数

50,499株

取締役在任年数

5年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

※本議案が承認された場合

候補者番号

3

おおえだ ひろし
大枝 宏之1957年3月12日生(満67歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会 100% (14/14回)
指名委員会 100% (17/17回)
社外取締役会議 100% (13/13回)

期待する分野



属性・委員会



株主の皆様へ

私が今まで培ってきた食品メーカーの企業経営の知見や経験も活かしながら、取締役会議長として企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制強化に取り組み、荏原製作所の更なる成長・発展に積極的に貢献してまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、製粉・食品業界を代表する上場企業において経営に携わり、メーカーにおける経営トップの立場で事業業績を向上させた実績と企業経営全般に豊富な経験を有し、グローバルビジネスにも精通しています。当社においても取締役会議長として取締役会を牽引するとともに、指名委員会委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に必要な資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き取締役会議長として取締役会の運営及びガバナンス向上にリーダーシップを発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	日清製粉株式会社 (現株式会社日清製粉グループ本社) 入社	2018年 6月	積水化学工業株式会社社外取締役(現在)
2009年 6月	株式会社日清製粉グループ本社取締役	2019年 3月	当社指名委員会委員長
2011年 4月	同社取締役社長	2019年 6月	公益財団法人一橋大学後援会理事長(現在)
2015年 4月	国立大学法人一橋大学経営協議会委員	2020年 3月	当社筆頭社外取締役
2017年 4月	株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役	2020年12月	日本コネスコ国内委員会副会長 (2023年11月退任)
2017年 6月	同社特別顧問(現在)	2022年 3月	当社取締役会議長(現在)
同	株式会社製粉会館取締役社長 (2022年6月退任)	同	当社指名委員会委員(現在)
2018年 3月	当社取締役(現在)	2023年 6月	日本郵政株式会社社外取締役(現在)
同	当社指名委員会委員		

所有する当社株式数

3,033株

取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問
積水化学工業株式会社 社外取締役^{*}
公益財団法人一橋大学後援会 理事長
日本郵政株式会社 社外取締役^{*}
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

大枝宏之氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

4

にしやま じゅんこ
西山 潤子1957年1月10日生(満67歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会

100%(14/14回)

報酬委員会

100%(14/14回)

社外取締役会議

100%(13/13回)

期待する分野



監査

技術研究開発・
イノベーション

環境



社会

内部統制・
ガバナンス

属性・委員会

再任

社外

独立役員

監査委員

**株主の皆様へ**

先行き不透明な時こそ、企業の底力が発揮されます。多くの新しい取り組みを重ねた「E-Plan2022」での成果に気を緩めることなく、「E-Plan2025」の初年度もマーケットイン志向を押し進め、2030年のありたい姿に向けた議論を取締役会で続けてきました。ESG経営を更に進化させ、荏原製作所の収益性や長期的持続性に結び付けることを、社外取締役として取締役会での議論を通じ執行側の後押しをし、企業価値向上に貢献できるよう尽力いたします。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、ヘルスケア業界を代表する上場企業において研究開発、環境推進等に従事するとともに、常勤監査役として全社事業の監査にも携っており、企業経営全般に豊富な経験を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「監査」、「技術研究開発・イノベーション」及び「環境」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに監査委員会委員として力を発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月	ライオン油脂株式会社 (現 ライオン株式会社) 入社	2019年 3月	同社顧問(2021年3月退任)
2006年 3月	同社購買本部製品部長	同	当社取締役(現在)
2007年 3月	同社生産本部第2生産管理部 製品購買担当部長	同	当社監査委員会委員
2009年 1月	同社研究開発本部包装技術研究所長	2019年 6月	株式会社ジャックス社外取締役 (2023年6月退任)
2014年 1月	同社CSR推進部長	2020年 6月	戸田建設株式会社社外監査役(現在)
2015年 3月	同社常勤監査役	2021年 3月	当社報酬委員会委員(現在)

所有する当社株式数

2,733株

取締役在任年数

5年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

戸田建設株式会社社外監査役[※]
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

西山潤子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は 当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

5

ふじもと みえ
藤本 美枝1967年8月17日生(満56歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

期待する分野



属性・委員会



出席率(2023年度)		
取締役会	報酬委員会	社外取締役会議
100% (14/14回)	100% (14/14回)	100% (13/13回)



株主の皆様へ

E-Plan2025の2年目となる2024年は、対面市場別組織で目指すマーケットインのさらなる進化や、グローバル企業として成長するための人材活躍の促進などの課題に対する執行の取り組みを後押ししてまいります。労務分野における弁護士としての経験を活かし、引き続き社外取締役・報酬委員として、従来製作所の企業価値向上のため尽力する所存です。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、弁護士として労働関連法規を中心とした企業法務に精通しているとともに、上場企業における社外役員経験を有しています。当社においてもそれらの豊富な経験と高い見識・専門性を活かし取締役会等の重要会議において積極的に発言しているとともに、報酬委員会委員長として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関する審議等、報酬委員会活動を牽引しています。候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができるかと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただくと判断しています。



略歴並びに当社における地位及び担当

1993年 4月	弁護士登録(現在)	2019年 3月	株式会社クラレ社外取締役 (2020年3月退任)
同	新東京総合法律事務所入所	2020年 3月	当社取締役(現在)
2009年 6月	株式会社クラレ社外監査役	同	当社報酬委員会委員
2015年 4月	TMI総合法律事務所入所(現在)	2022年 3月	当社報酬委員会委員長(現在)
2015年 6月	生化学工業株式会社社外監査役 (2023年6月退任)		
2016年 6月	株式会社東京放送ホールディングス (現 株式会社TBSホールディングス) 社外監査役(株式会社TBSテレビ監査役)(現在)		

所有する当社株式数

2,433株

取締役在任年数

4年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

弁護士
TMI総合法律事務所パートナー
株式会社TBSホールディングス社外監査役※
(株式会社TBSテレビ監査役)
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

藤本美枝氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

6

きたやま ひさえ
北山 久恵1957年8月30日生(満66歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会 100% (14/14回)
監査委員会 100% (23/23回)
社外取締役会議 100% (13/13回)

期待する分野



属性・委員会

再任
社外
独立役員
監査委員会委員長

株主の皆様へ

当社は、E-Vision2030の実現に向けて中期経営計画E-Plan2025を着実に実行し、ガバナンス体制の改革を進め、Governance to Valueを積極的に推進しています。社外取締役及び監査委員の職務を通じて、公認会計士の知識と経験を活かし、在野グループ全体のコーポレートガバナンス体制の強化に取り組むとともに、ESG経営の深化を後押しし、持続的な成長と中長期的な企業価値の更なる向上に貢献できるよう尽力してまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を有しており、女性会計士活躍促進及びダイバーシティ推進活動にも取り組んでいます。当社においても監査委員会委員長として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動を牽引しています。候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き監査委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただくと判断しています。



略歴並びに当社における地位及び担当

1982年10月	監査法人朝日会計士 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社	2019年 7月	日本公認会計士協会副会長(2022年7月退任) 同 有限責任あずさ監査法人専務役員(2020年6月退職)
1986年 3月	公認会計士登録(現在)	2020年 6月	株式会社榎本チエイン社外取締役(現在)
1999年 5月	朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) パートナー	2020年 7月	北山公認会計士事務所開所(現在)
2013年 7月	有限責任あずさ監査法人 常務執行理事	2021年 3月	当社取締役(現在) 同 当社監査委員会委員
2019年 6月	日本公認会計士協会近畿会会長 (2022年6月退任)	2021年 4月	兵庫県立大学大学院特任教授(現在)
		2022年 6月	株式会社ダイセル社外監査役(現在)
		2023年 3月	当社監査委員会委員長(現在)

所有する当社株式数

1,933株

取締役在任年数

3年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

公認会計士
株式会社榎本チエイン社外取締役[※]
株式会社ダイセル社外監査役[※]
兵庫県立大学大学院特任教授
北山公認会計士事務所代表
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

北山久恵氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

候補者番号

7

ながみね あきひこ
長峰 明彦1958年5月5日生(満65歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

期待する分野

法務
リスク管理財務・会計
資本政策

監査

属性・委員会

再任

非執行

監査委員

出席率(2023年度)

取締役会

100% (14/14回)

監査委員会

100% (23/23回)



社会

内部統制・
ガバナンス

株主の皆様へ

20世紀の地政学的世界に後戻りの感はありません。日々が戻ってきた2023年、当社は新中計E-Plan2025に確かな一歩を踏み出しました。業績好調こそ実効的なガバナンスへの不断の取り組みが重要です。私はこれまでの経験を活かし、監査委員としての日々の取り組みを通じて経営陣の果敢なリスクテイク、適切なリスク管理を後押しし、当社が企業価値向上に向け着実に歩を進めていくことに貢献する所存です。株主の皆様への責務を果たすべく尽力いたします。

取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、同部門の責任者として当社グループの経理財務に関する高度化・効率化を推進し、財務基盤の強化において強いリーダーシップを発揮しました。取締役就任後も監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役求められる資質要件を満たしており、特に「法務、リスク管理」、「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き監査委員会委員として力を発揮することができるかと判断し、取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月 株式会社荏原電産入社
2006年 6月 同社取締役
2010年 7月 当社入社、財務・管理統括部審査室長
2014年 4月 当社経理財務統括部長
2015年 4月 当社執行役員

2015年 6月 当社執行役
同 当社経理財務・連結経営・内部統制担当
2021年 3月 当社取締役(現在)
同 当社監査委員会委員(現在)

所有する当社株式数

18,110株

取締役在任年数

3年 ※本総会最終時

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

※本議案が承認された場合

候補者番号

8

しまむら たくや
島村 琢哉1956年12月25日生(満67歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会 100%(14/14回)
報酬委員会 100%(14/14回)
社外取締役会議 100%(13/13回)

期待する分野



属性・委員会

再任
社外
独立役員
報酬委員

株主の皆様へ

世界的な感染症に続き、地政学的リスクが増大し変化の激しい市場環境下にもかかわらず、当社は既存事業の「深化」と中・長期視点に立った新市場・新規事業の「探索」を積極的に展開し所謂「両利きの経営」を実践しています。自社の持つ技術を活用し、「対面市場・顧客起点」を通じて「カーボンネットゼロの実現」や社会に新たなイノベーションを提供できると思います。社外取締役として、株主の皆様への期待に応え、更なる企業価値の向上に貢献できるように努めてまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、長きにわたり化学・素材業界を代表する上場企業の経営に携っており、メーカにおける経営トップの立場で組織文化変革に強いリーダーシップを発揮した経験を有し、グローバル体経営にも精通しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、引き続き報酬委員会委員として力を発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	旭硝子株式会社(現 AGC株式会社)入社	2015年 3月	同社代表取締役社長執行役員CEO
2009年 1月	同社執行役員 化学品カンパニー企画・管理室長	2021年 1月	同社代表取締役会長
2010年 1月	同社執行役員 化学品カンパニープレジデント	2021年 3月	同社取締役会長(現在)
2013年 1月	同社常務執行役員 電子カンパニープレジデント	2022年 3月	当社取締役(現在) 同 当社報酬委員会委員(現在)
2015年 1月	同社社長執行役員CEO	2022年 6月	JFEホールディングス株式会社社外監査役(現在)

所有する当社株式数

1,213株

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

AGC株式会社取締役会長*

JFEホールディングス株式会社社外監査役*

(*は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との特別の利害関係

島村琢哉氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が過去に業務執行に携っていましたAGC株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の受領者	取引の対価の提供者	取引額の占める割合 比較対象	備考
当社グループの製品及びアフターサービス等	当社グループ	AGC株式会社	0.1%未満 (2億円未満)	当社2023年12月期 連結売上収益 同氏は2021年3月より 同社の業務執行に携っていません。

候補者番号

9

こうげ ていじ
高下 貞二1953年11月14日生(満70歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会* 100% (10/10回)
指名委員会* 100% (12/12回)
社外取締役会議* 100% (10/10回)

期待する分野



属性・委員会

再任

社外

独立役員

筆頭社外

指名委員会委員長

株主の皆様へ

荏原グループは創業の精神である「熱と誠」を全ての軸とし、技術力と信頼性を強みに「社会課題の解決」に貢献することを使命としています。社外取締役として、当社の持続的成長と企業価値向上のため、攻めと守りの両面を視野に入れた適切なリスクテイクを支える環境の整備、中長期的な視点にたった企業戦略やESG経営への助言、業務執行に対する実効性の高い監督に努めてまいります。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、長きにわたり化学・住宅業界を代表する上場企業の経営に携っており、メーカにおける経営トップの立場で事業業績を向上させESG経営にも積極的に取り組まれるなど、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言するとともに、指名委員会委員として社長の承継計画策定等、経営人材の選定や候補者人材の育成といった指名委員会の活動に貢献しています。

候補者は当社が定める取締役に求められる資質要件を満たしており、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに指名委員会委員長としてリーダーシップを発揮することができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



略歴並びに当社における地位及び担当

1976年 4月	積水化学工業株式会社入社	2009年 4月	同社取締役専務執行役員 住宅カンパニープレジデント
2005年 6月	同社取締役	2014年 3月	同社取締役専務執行役員 CSR部長 兼 コーポレートコミュニケーション部長
同	名古屋セキスイハイム株式会社 代表取締役社長	2015年 3月	同社代表取締役社長 社長執行役員
2005年10月	積水化学工業株式会社取締役 住宅カンパニープレジデント室長	2020年 3月	同社代表取締役会長
2008年 2月	同社取締役 住宅カンパニープレジデント	2022年 6月	同社取締役会長(現在)
2008年 4月	同社取締役常務執行役員 住宅カンパニープレジデント	2023年 3月	当社取締役(現在)
		同	当社指名委員会委員(現在)

所有する当社株式数

614株

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

積水化学工業株式会社取締役会長^{*}
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

高下貞二氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

*高下貞二氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び指名委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会等への出席状況を記載しています。

候補者番号

10

ぬまがみ つよし
沼上 幹1960年3月27日生(満64歳)
※年齢は、株主総会時点(2024.3.27)

出席率(2023年度)

取締役会*

監査委員会*

社外取締役会議*

100%(10/10回)

100%(15/15回)

100%(10/10回)

期待する分野

財務・会計
資本政策

監査

企業経営
経営戦略

属性・委員会

再任

社外

独立役員

報酬委員



社会

内部統制・
ガバナンス

株主の皆様へ

私はこれまで戦略論と組織論を中心に経営学の研究・教育に携わってまいりました。また、エグゼクティブ・プログラムを通じて多様な企業の経営層の方々との対話を経験し、自らも大学の理事として大学経営にも関与し、経営に関する学びを深めてまいりました。社外取締役に選任いただきましたなら、これまでに学んできた理論的・実証的知見を活用して、荏原製作所のガバナンスの充実と企業価値の向上に向けて精一杯努力していく所存です。

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

候補者は、企業経営の研究者として、企業の経営戦略や組織のあり方について深い学識を有するとともに、様々な産業分野に精通し、幅広く提言を行っています。当社の取締役会等の重要会議においても積極的に発言し、監査委員会委員として当社及び当社グループの監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。候補者は当社が定める取締役役に求められる資質要件を満たしており、特に「財務・会計、資本政策」、「監査」及び「企業経営、経営戦略」の分野における役割発揮を期待しています。指名委員会は、新たに報酬委員会委員として力を発揮することができると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

略歴並びに当社における地位及び担当

2000年 4月 一橋大学大学院商学研究科教授
2011年 1月 一橋大学大学院商学研究科研究科長
2014年12月 一橋大学理事・副学長
2018年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授
(2023年3月退任)
2018年 6月 JFEホールディングス株式会社
社外監査役(現在)
2021年 4月 東京工業大学
エネルギー・情報卓越教育院教授
(2023年3月退任)

2022年 6月 東京センチュリー株式会社
社外取締役(現在)
2023年 3月 当社取締役(現在)
同 当社監査委員会委員(現在)
2023年 4月 一橋大学名誉教授(現在)
同 早稲田大学ビジネス・ファイナンス
研究センター研究院教授(現在)

所有する当社株式数

614株

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

重要な兼職の状況

JFEホールディングス株式会社社外監査役*
東京センチュリー株式会社社外取締役*
一橋大学名誉教授
早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター
研究院教授
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況(予定)

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

※本議案が承認された場合

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

沼上幹氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

*沼上幹氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会等への出席状況を記載しています。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 当社は、大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、本議案において7氏の再任が承認可決された場合には、7氏は引き続き独立役員となります。
 - (2) 大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の7氏が最後に選任された後、在任中の当社における法令違反について該当の事実はありません。
 - (3) 大枝宏之、西山潤子、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の6氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。
 - (4) 藤本美枝氏が2019年3月まで社外監査役、同年以降2020年3月まで社外取締役に就任していた株式会社クラレは、①防衛装備庁が発注する特定ビニロン製品の入札に関して独占禁止法に違反する行為、及び②浄水施設等で使用される特定活性炭の製造販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、それぞれ①2017年3月及び②2019年11月に公正取引委員会から排除措置命令等を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起していました。当該事実の判明後は、取締役会等において会社の取り組みの内容を確認し、再発防止のための提言を行うなどの対応を行いました。
 - (5) 社外取締役候補者の独立性等
 - ①社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。
 - ②社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去10年間にも該当の事実はありません。
 - ③社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬等を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - ④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
3. 「社外取締役の独立性基準」における「荏原グループと重要な取引関係がある企業」に関連して、各事業年度における次の金額及び比率が、いずれも500万円未満かつ0.1%未満のものについては、当該事業年度におけるこれらの取引関係に関する記載を省略しています。(軽微基準)
4. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 当社と大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の7氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において7氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き7氏と同様の契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会時の満年齢となります。

7. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しております。

指名委員会	高下 貞二(委員長)、大枝 宏之、前田 東一
報酬委員会	藤本 美枝(委員長)、島村 琢哉、沼上 幹
監査委員会	北山 久恵(委員長)、西山 潤子、長峰 明彦

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等を未然に防ぐための統制環境を整える観点(守りの姿勢)に加えて、事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点(攻めの姿勢)においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な資質・能力を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が少なくとも一つの分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する他の取締役からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

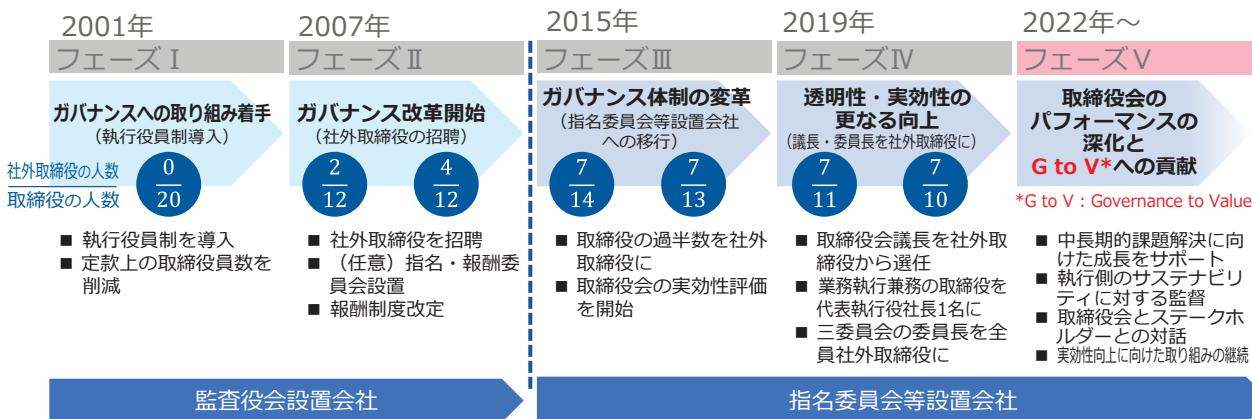
また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役を最小限とした上で、非業務執行の取締役(独立社外取締役*と執行役を兼務しない社内出身取締役)を有効に活用します。コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会は、その独立性と客観性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とし、各委員会委員長も原則として社外取締役とします。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とします。

※「独立社外取締役」: 当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。

当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

コーポレート・ガバナンスの変遷 - 新たなフェーズへの進化



社外取締役の役割と独立性基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、執行上の重要な施策、経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時監督・検証し、客観的な立場から、現執行役に経営を委ねることの適否について、率直な問題解決思考の意見・提言をすることを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、全員が高い独立性を有するとともに、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より選出します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【社外取締役の独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選任するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位二行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者
具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者
“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。
 - ① 公認会計士
過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント
過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者
- 5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号から第4号のいずれかに該当する親族を二親等以内の有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

取締役を求める役割及び資質・能力(コーポレート・ガバナンス基本方針 第6章より抜粋)

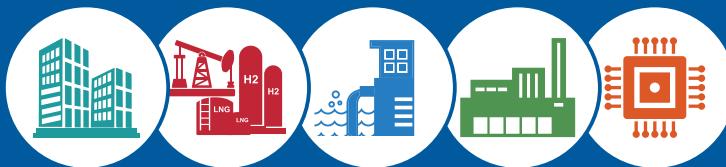
	《役割》	《資質・能力》
取締役	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が、企業戦略等の大きな方向性を示すこと、業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと及び独立・客観的立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うことを実現するために、取締役会での議論及び業務執行のモニタリングに最善の努力を払う 特定の分野における専門的知見を基に、幅広い見識と論理的思考力をもって賢明な判断を下す 賛否の表明に留まらず、新たな論点を提示する 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた人格・高い倫理観・探究心・独立心 企業経営に関する知見を基に、責任ある立場での意思決定又は専門能力を発揮し、優れた成果を導いた経験 当社の業界・関連領域で最新の情報を保有又は獲得する意欲 他の取締役からの意見及び社内外からの新たな情報に基づいて判断を下すことのできる見識、論理的な思考力 当社のガバナンス改革にコミット・貢献を通じた自身の成長への意欲
取締役会議長	<ol style="list-style-type: none"> 取締役会の議題設定、効果的な意思決定及び問題解決型の討論の促進 <ul style="list-style-type: none"> 取締役会議題の設定、年間議題スケジュール作成 経営会議等の重要会議に陪席する等、業務執行の課題の理解に努める 未知のリスクに対応する方針の決定、不祥事発生等が確認された際に社内の議論をリードする 取締役会の運営円滑化、業務執行への具現化推進 <ul style="list-style-type: none"> 戦略的方向性策定の議論を活性化させ、事業の発展に積極的な役割を果たす 取締役会が効果的な意思決定プロセスを持ち、執行の十分な挑戦を促すよう議論をリードする 取締役会が正確でタイムリーかつ明確な情報を受け取れるようにする 取締役会決議事項の執行役による実施を監督するためのフォローを主導する 取締役会事務局と適切なコミュニケーションを行い、円滑な運営に必要な支援体制を構築する 取締役会全体、各委員会及び各取締役の実効性評価を主導するなど取締役会のPDCAにリーダーシップを発揮し、ガバナンス向上を率先垂範する 取締役会の議長として株式市場への発信と情報収集にリーダーシップを発揮する 	<ul style="list-style-type: none"> 常に公平性・客観性及び自制心をもって真摯な姿勢で取締役会を牽引 当社最高意思決定機関の責任者としての自覚・リーダーシップ 当社の業務執行・経営人材についての関心、執行との対話等に時間を費やし理解を深める姿勢

	《役割》	《資質・能力》
取締役 筆頭 社外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役会議を主宰し、会議の議題の選択や論点整理を通じて課題の理解促進、取締役会の質向上に努める ・ 独立社外取締役のニーズを特定し、新任を含む独立社外取締役のために適切な研修プログラムの構築・監督をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に公平性・客観性をもって真摯な姿勢で独立社外取締役を牽引 ・ 幅広い見識を持ち、独立社外取締役が役割を果たすための適切な向上策を打ち出す
社外 取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的立場・多様性の視点から問題解決思考の意見・提言を行い、取締役会の議論の質を高める ・ 社外取締役会議*において積極的に当社・事業を理解し、議題の本質を見極める ・ 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員としての職務を担う ・ 必要と判断したときは取締役会以外の経営に関する会議体に執行から独立した立場で参加し、監督及び助言を行う ・ 当社のコンプライアンス等、執行役からの独立した評価・判断が求められる事象に関与する ・ 取締役会が決定した経営戦略及び経営計画に照らして、執行役のパフォーマンスを随時監督・検証し、客観的な立場から現執行役に経営を委ねることの適否について、率直な意見・提言をする ・ ステークホルダーの立場で適切に意見・提言をする <p>*社外取締役会議・・・独立社外取締役のみで構成される会議体。取締役会開催の数日前に開催する</p>	<p>下記のような点について、いずれかあるいは複数の分野において優れた知見を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業経営、変革のリーダーシップを発揮した経験 ・ ESG経営の実施におけるリーダーシップ ・ 人事・人材開発・企業風土改革のリーダーシップ ・ 財務・会計・資本政策に精通 ・ 監査の知見 ・ 法務・内部統制・ガバナンス改革の知見 ・ 技術開発、研究開発に精通 ・ 地球環境における課題に関する知見 ・ 人権・多様性、健康・労働環境、SCMなど企業の社会性における課題に関する知見 ・ デジタル化、AI技術など進化が想定される分野の知見
執行 取締役 社内 非業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の経験を基に、非業務執行としての客観的な観点からの意見を表明する ・ 適宜執行状況のモニタリングを行い、重要事項の執行について適切な監督を行う ・ 独立社外取締役の執行上・組織上の課題理解を支援し、必要に応じて、執行役との連絡役を務める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の独立社外取締役の資質・能力と同様の資質・能力 ・ 当社業務執行に関する幅広い知見を有し、適切に執行を監督・支援
うち、 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会議長と協調し、コーポレート・ガバナンスの視点で取締役会の改革にリーダーシップを発揮する ・ 独立社外取締役が議長を務める場合は議長を補佐し、良き相談相手としての立場を担う ・ 当社グループの対外的活動において適宜必要な役割を担う 	

以上

第159期 事業報告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

1 業績の全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により社会経済活動の正常化が進み、個人消費や企業の設備投資には緩やかな回復が見られました。一方、世界経済ではウクライナ情勢の長期化や世界的なインフレの継続、金融引き締め政策に伴う企業の投資抑制など経済活動には減速感がみられました。中国や欧米を中心とした景気後退懸念や、米中の対立による半導体輸出管理規制強化など地政学リスクは継続しており、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

このような環境の下、当社グループは2023年を初年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2025」を策定し、「顧客起点での価値創造」をテーマに、さらなる競争力の強化を図るため対面市場別組織へ移行し、経営指標の達成に向けた各種施策の取り組みを進めています。

当連結会計年度の受注高は、「エネルギー」においては、北米を中心にLNG市場向けの需要が活況で大型案件を複数受注したほか、アジアでも石油化学市場向けの大型案件を受注し、前期と比べて大幅に増加しました。一方で、「精密・電子」においては、半導体メーカーの設備投資抑制や工場稼働調整に一部で底打ちの兆しは見られたものの、低調に推移しました。全社の受注高は、「精密・電子」の減少を他の事業がカバーした

ことで前期を上回りました。売上収益は、「環境」を除く各事業で前期を上回り好調に推移しました。「建築・産業」や「エネルギー」、「インフラ」が順調に受注を伸ばしたことや、「精密・電子」において部材不足の解消により生産状況が改善し、前期末から高水準で推移していた受注残高の消化が進んだことで売上収益が増加しました。営業利益は、人件費の上昇や事業活動拡大に伴う固定費が増加傾向にあるものの、増収に加え、価格改定効果等により増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における受注高は8,205億98百万円(前年度比0.7%増)、売上収益は7,593億28百万円(前年度比11.5%増)、営業利益は860億25百万円(前年度比21.9%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は602億83百万円(前年度比19.4%増)となり、いずれの項目においても過去最高額を更新しました。

業績ハイライト

1 受注高

8,205億98百万円

前年度比

0.7%増 ↗

2 売上収益

7,593億28百万円

前年度比

11.5%増 ↗

3 営業利益

860億25百万円

前年度比

21.9%増 ↗

4 親会社の所有者に帰属する当期利益

602億83百万円

前年度比

19.4%増 ↗

2 財産及び損益の状況の推移

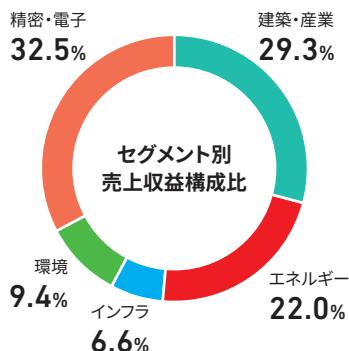
区分	年度	日本基準	国際財務報告基準 (IFRS)			
		第156期 (2020年度)	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度) (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	511,921	511,221	771,483	815,218	820,598
売上高/売上収益	(百万円)	523,727	522,478	603,213	680,870	759,328
営業利益	(百万円)	37,879	37,566	61,372	70,572	86,025
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	24,473	24,236	43,616	50,488	60,283
1株当たり当期純利益/ 基本的1株当たり当期利益	(円)	256.85	254.36	463.44	548.61	653.64
総資産/資産合計	(百万円)	621,578	644,771	719,736	828,049	913,900
純資産/資本合計	(百万円)	304,470	296,877	321,655	369,725	421,572
投下資本利益率 (ROIC)	(%)	6.6	6.4	10.7	11.2	12.2
自己資本利益率 (ROE)/ 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	(%)	8.4	8.6	14.5	15.0	15.7

(注) 1. 当社グループは、第157期より、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しています。

2. ROIC計算式に関して、以下のとおり変更が発生しています。

2022年度まで：親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 投下資本 {有利子負債 (期首期末平均) + 株主資本 (期首期末平均)}
2023年度以降：NOPLAT (みなし税引後営業利益) ÷ 投下資本 {有利子負債 (期首期末平均) + 株主資本 (期首期末平均)}

3 事業の種類別セグメントの概況



セグメント別売上収益

	第158期	第159期 (当連結会計年度)	前年度比
■ 建築・産業	1,935億29百万円	2,221億81百万円	14.8%増 ↗
■ エネルギー	1,436億5百万円	1,672億29百万円	16.5%増 ↗
■ インフラ	462億58百万円	501億78百万円	8.5%増 ↗
■ 環境	737億38百万円	715億40百万円	3.0%減 ↘
■ 精密・電子	2,222億59百万円	2,469億98百万円	11.1%増 ↗



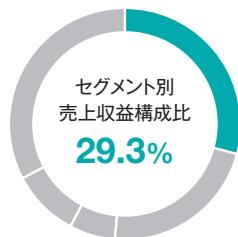
建築・産業

主な対面市場

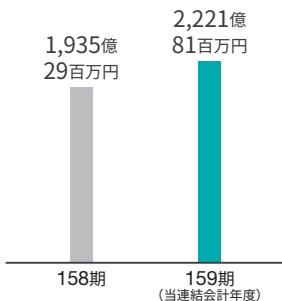
- 建築設備
- 産業設備

主要製品

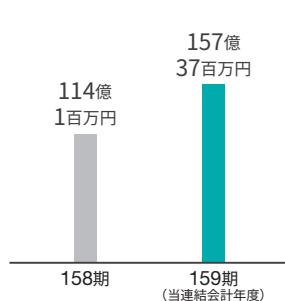
- 標準ポンプ
- 冷凍機
- 送風機
- 冷却塔



売上収益推移



セグメント利益推移



建築・産業

受注高、売上収益、セグメント利益はいずれも前年度を上回りました。建築設備市場は、全般的に海外では成長がやや鈍化する一方、国内の設備投資は堅調に推移しました。受注高は、不動産市況が低調な中国において、省エネ製品への需要の高まりや公共インフラ投資の進展などもあり、産業市場や公共系市場向けで増加しました。売上収益は、受注高の増加や価格改定効果などにより前年度を上回りました。セグメント利益は、増収効果に加え、製品価格改定による収益性改善もあり増益となりました。

当連結会計年度における「建築・産業」の売上収益は2,221億81百万円(前年度比14.8%増)、セグメント利益は157億37百万円(前年度比38.0%増)となりました。



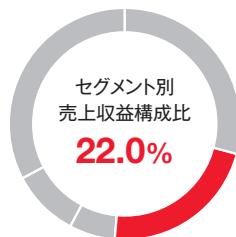
エネルギー

主な対面市場

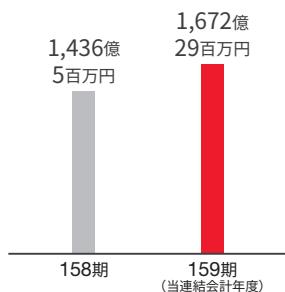
- 石油・ガス
- 新エネルギー
- 電力

主要製品

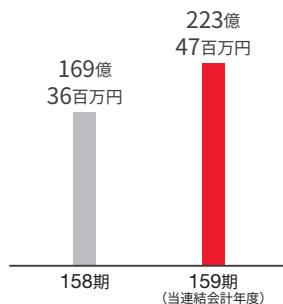
- カスタムポンプ
- コンプレッサ・タービン



売上収益推移



セグメント利益推移



エネルギー

受注高、売上収益、セグメント利益はいずれも前年度を上回りました。LNG案件は北米を中心に活発な動きが見られました。また、石油化学案件においても北米、アジア、中東の需要が堅調に推移し受注も好調に推移しました。特に中国では石油化学向け、電力向けも堅調でした。売上収益は、製品受注が好調で北米や中東、中国を含むアジアで増収となり、サービス&サポートも堅調に推移しました。セグメント利益は、増収効果に加え、製品の収益性改善や価格改定効果によって、増益となりました。

当連結会計年度における「エネルギー」の売上収益は1,672億29百万円(前年度比16.5%増)、セグメント利益は223億47百万円(前年度比31.9%増)となりました。



インフラ

主な対面市場

- 水インフラ

主要製品

- カスタムポンプ
- 送風機

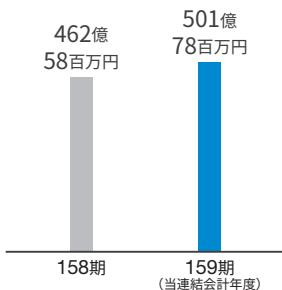


インフラ

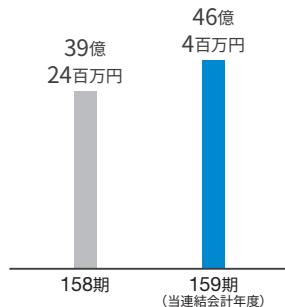
受注高、売上収益、セグメント利益はいずれも前年度を上回りました。国内においてポンプ設備の更新・補修に対する需要は堅調で、受注高は下期に大型案件を複数受注したことで前年度を上回りました。海外の水インフラ向けでも受注高は増加しました。国内外ともに売上収益を伸ばしたことによる増益効果と収益性の高い工事進行売上が進捗したことにより、セグメント利益は前年度比で増益となりました。

当連結会計年度における「インフラ」の売上収益は501億78百万円（前年度比8.5%増）、セグメント利益は46億4百万円（前年度比17.3%増）となりました。

売上収益推移



セグメント利益推移





環境

主な対面市場

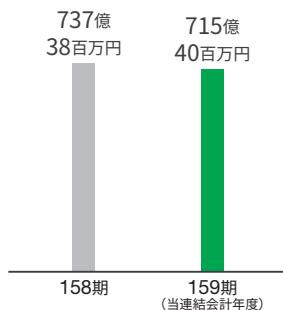
- 固形廃棄物処理

主要製品

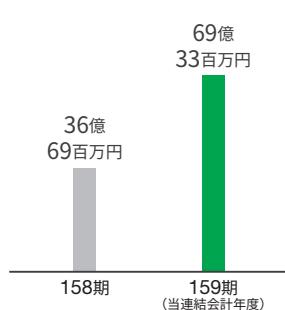
- 都市ごみ焼却プラント
- 産業廃棄物焼却プラント



売上収益推移



セグメント利益推移

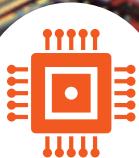


環境

受注高、売上収益は前年度と比較して微減となりましたが、セグメント利益は大幅な増益となりました。受注高は、DBOの大型案件および長期包括案件を合計で2件受注しましたが、前年度と比較して減少しました。売上収益は、過年度のEPC案件における受注が少なかった影響で、今年度のEPC売上が減少しました。一方で、O&Mは安定して売上を計上しました。セグメント利益は、O&M売上比率の上昇に加え、売電事業における収益性改善などにより増益となりました。

当連結会計年度における「環境」の売上収益は715億40百万円（前年度比3.0%減）、セグメント利益は69億33百万円（前年度比89.0%増）となりました。

※O&M(Operation & Maintenance)…プラントの運転管理・メンテナンス
EPC(Engineering, Procurement, Construction)…プラントの設計・調達・建設
DBO(Design, Build, Operate)…プラントの設計・調達・建設及び建設後の運転管理・メンテナンス



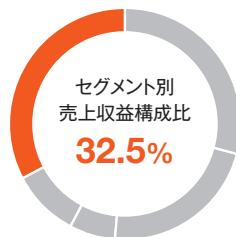
精密・電子

主な対面市場

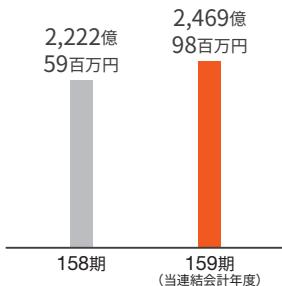
- 半導体製造

主要製品

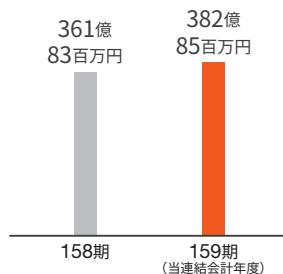
- 真空ポンプ
- 排ガス処理装置
- CMP装置



売上収益推移



セグメント利益推移



精密・電子

受注高は前年度を下回りましたが、増収増益となりました。半導体市場は、中国の半導体メーカーで活発な投資が継続していますが、グローバルにおいては設備投資の延期や一部中止が継続しております。受注高は、中国の一部顧客による積極投資も見られましたが、全体的な需要は依然として低水準でした。売上収益については、CMPにおいては、期初受注残の消化が着実に進んだことで増収となりましたが、コンポーネントにおいては、顧客の工場の稼働率が低調だった影響を受け減収となりました。セグメント利益については、サービス&サポート売上が減少し固定費も増加したものの、増収効果や為替影響により増益となりました。

当連結会計年度における「精密・電子」の売上収益は2,469億98百万円(前年度比11.1%増)、セグメント利益は382億85百万円(前年度比5.8%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に406億99百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含まれています。

事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額(百万円)	減価償却費(百万円)	設備投資の内訳
■ 建築・産業	9,512	6,731	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ エネルギー	6,513	4,980	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ インフラ	564	944	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ 環境	2,748	770	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子	12,233	7,656	生産能力増強を中心に投資を行いました。



CMP装置の新生産線を建設中(熊本事業所)



ドライ真空ポンプのオーバーホール工場建設(マレーシア)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金417億69百万円及び短期借入金733億96百万円の資金調達を行いました。一方、長期借入金132億67百万円及び短期借入金794億64百万円を返済しました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

グループ会社であるEbara Pumps Europe S.p.A.が、ドイツSKFグループの子会社であるSKF Lubrication Systems Germany GmbHから同社の浸漬式ポンプ(Spandau Pumpen)事業譲受の契約を2023年7月11日付で締結しました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度に、10年後の2030年に向けて目指すべき方向性を示した長期ビジョン「E-Vision2030」及び、10年計画の最初の3年間で取り組むべき経営の方向性や戦略を示した中期経営計画「E-Plan2022」を定め、様々な施策を実行

してきました。その結果、最重要経営指標と位置付けたROIC及び営業利益率の1年前倒し達成を含め、主要なKPIで目標を達成することができました。これをベースにした次のステージとして、2023年2月には、2025年度を最終年度とする中期経営計画「E-Plan2025」を定め、長期ビジョンに掲げる「2030年にありたい姿」に着実に近づき、2030年にそれを確実に実現するための3年間と位置付けました。中期経営計画「E-Plan2025」では、「顧客起点での価値創造」をテーマとし、以下の方向性を定め、事業ごとの計画を策定・実行していきます。

《中期経営計画「E-Plan2025」の方向性》

- 1) マーケットインを強化していくことで、プロダクトアウトから脱却し、「顧客起点での新たな価値創造」を行う企業文化を根付かせる。
- 2) 対面市場に向かってそれぞれの事業がパフォーマンスを最大限に発揮する体制となることを企図し、対面市場別5カンパニー制へと組織改変を行う。
- 3) 「2030年にありたい姿」の実現をより確かなものとしていくための資本投下(成長投資／基盤投資)を積極的に行う。
- 4) 効率性／収益性指標(ROIC、営業利益率)については、2022年に実現したE-Vision2030で掲げた目標水準(ROIC:10%以上など)を維持する。
- 5) ROIC、営業利益率を最重要指標として“ROIC経営の深化”を継続的に進めつつ、「2030年に時価総額1兆円」の実現をより強力に推進するために、E-Vision2030で目標として掲げるROEを重要指標として加え15%以上を目指す。
- 6) グループ全体最適と機能ごとのグループガバナンス高度化を目的としてCxO制を導入する。

以上の6つの実践を通じ、「2030年にありたい姿」実現への道筋がより確実に見通せる位置に到達していることがE-Plan2025の目標となります。事業成長については、E-Plan2025 期間の売上収益のCAGRを7%と置くこととし、成長分野と位置付ける「建築・産業」と「精密・電子」の2事業を中心に実現していくものとします。

① E-Plan2025のテーマと重点領域

E-Plan2025では対面市場別組織が顧客起点での価値の創造を行うことで新たな事業創出を目指していきます。

《E-Plan2025のテーマ》

顧客起点での価値創造＝起業化

挑戦し続けるマインドセットをサポートする組織風土を醸成するとともに、会社全体を顧客の要望、課題に真摯に向き合う組織構造へと変化させ、ビジネスを創出する一連の流れを生み出すことにより、継続的な「起業」とそれによる価値創造を目指します。

また、テーマ実現を支える5つの重点領域を以下のとおり定めます。

《5つの重点領域》

- 1) 対面市場・顧客起点
- 2) 新たな価値創発
- 3) グローバル事業基盤の確立
- 4) 経営インフラの高度化
- 5) ESG経営の進化

② 指標・目標(財務・非財務)

E-Plan2025の最終年度である2025年度に達成すべき目標として以下の各項目を設定します。

財務数値目標

大分類	項目	2025年度目標
収益性	営業利益率	10%以上
	<セグメント毎営業利益率>	
	建築・産業	7%以上
	エネルギー	12%以上
	インフラ	6%以上
	環境	7%以上
効率性	精密・電子	17%以上
	投下資本利益率(ROIC)	10%以上
	親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	15%以上
成長性	建築・産業 売上 CAGR(2022-2025 年度)	6%以上
	精密・電子 売上 CAGR(2022-2025 年度)	15%以上
健全性	D/Eレシオ(倍)	0.3~0.5(管理目安)

非財務目標

項目	内容	目標	
環境 (E)	CDP評価(気候変動)	B以上を維持	
	Scope1,2 GHG排出量	2018年度比32%削減	
	Scope3/削減貢献量/他 (バリューチェーン)*	バリューチェーンにおける GHG排出量の合理的測定手法 の確立	
社会 (S)	競争し、挑戦する風土へ変革し、多様な社員が働きやすさを感じて活躍できる環境づくりを目指す ・エンゲージメントサーベイスコア向上(連結)	2025年度 83以上 2030年度 86以上	
	グローバルモビリティの向上を目指す ・Global Key Position(GKP)における 非日本人社員比率(連結)	2025年度 30%以上 2030年度 50%以上	
	男女の賃金差異解消 ① GKP女性ポジション比率(連結) ② 女性基幹職比率(単体)	① 2025年度 8%以上 2030年度 10%以上 ② 2025年度 8%以上	
	性別に関係なく仕事と育児を両立できる企業風土を醸成 ・男性育児休業取得比率(単体)	2025年度 100% (2023年11月に目標公表)	
	障がいのある社員の活躍促進 ・障がい者雇用比率 (単体+グループ適用会社4社)	2025年度 2.6%以上	
	サプライヤー向けの人権デュー・ディリジェンスの結果に基づく必要な施策の実施		
	ガバナンス (G)	取締役会の実効性の向上とG to V(Governance to Value)への貢献	

※2023年11月に目標の表記を変更しました。

WBCSDが2023年3月に発行した、Guidance on Avoided Emissionを踏まえ、バリューチェーンにおける目標の記述に「削減貢献量」/他を追記しました。「他」には、当社製品が分解処理するGHGのCO₂換算相当量などを含んでいます。

E-Plan2025期間におけるキャッシュ・アロケーションの目安(3年間累計)

項目	内容	2023～2025年度 3年間累計
成長投資	事業ポートフォリオに基づく成長投資 (増産対応設備、研究開発、新規事業、M&A等)	1,800億円～2,250億円 (内、研究開発費650億円)
基盤投資	持続的成長を支える非財務の強化等 (維持更新設備、人的資本、ERP等のIT、ビジネスインフ ラ、ESG関連投資)	500億円～800億円
株主還元	配当方針:連結配当性向35%以上 自己株式取得:親会社所有者帰属持分水準、他の投資対象、手元現預金水準、株価の動向、 業績の動向等を総合的に勘案し、適切な局面で機動的に実施する	

③ 事業の位置付けと事業別基本方針

1. 建築・産業

「成長事業」と位置付け、収益性を確保しつつ成長を目指す。

顧客の生の声から得られた顧客ニーズと自社製品・サービスの機能を照らし合わせ、ソリューションを組み立て、顧客に訴求していくことで、コスト勝負の状況から脱却を図る。

2. エネルギー

顧客・社会の変化に対応した新たな「成長事業」へ転換する。

脱炭素のメガトレンドを踏まえ、変化する顧客ニーズを正しく掴み、顧客とともに変化する。コンプレッサ・タービンとカスタムポンプの融合を通じ、荏原の強みが出せるソリューションを提供する。

3. インフラ

社会インフラを支えながら、安定した収益確保を実現する基盤事業と位置付け効率を重視する。

国内は、生産工場との協働により製品開発力を強化し、底堅い官需に機会損失なきよう取り組み、高いシェアを維持し、利益を確保する。海外は、特に東南アジアと中国に注力し、EPC (Engineering, procurement and construction) すべてを請け負わずポンプ設備と周辺技術を提供し、エンジニアリング技術を用いた新たな価値を創造する。

4. 環境

社会インフラを支えながら、安定した収益確保を実現する基盤事業と位置付け効率を重視する。

中核事業の基盤強化に向けた取り組みを強化するとともに、廃棄物資源循環ソリューションプロバイダーとして市場の変化を適切に捉え、ライフアセスメントを基軸として、既存及び潜在的な顧客が求める技術やサービスの開発及び提供を行う。

5. 精密・電子

「成長事業」と位置付け、収益性を確保しつつ成長を目指す。

アカウント制導入によるグローバル全体最適で、顧客に価値を提供する。また、顧客のプロセス、ユーティリティにおける要望や課題の解決を通じた価値を提供する。

④ コーポレートの基本方針

グループ一体経営を確保しつつ対面市場別組織を強力に支援するとともに、持続可能な社会の実現に向けた高度なESG経営の実践、社内外における荏原ブランドの認知度向上とその浸透、継続的な競争力向上のための基盤技術力の強化や新規事業を創出できる仕組みづくりを含めた経営インフラの高度化・効率化を進めます。

⑤ コーポレート・ガバナンス

取締役会として、E-Vision2030及びE-Plan2025の実現に向け、執行側の取り組み・改革のスピードを速めることができるよう監督・後押しを続けていくとともに、取締役会によるコーポレート・ガバナンスの強化・改善を継続し、実効性のさらなる向上を図ることで、当社グループの成長とその価値の継続的な向上に貢献していきます。

(ご参考)

長期ビジョン「E-Vision2030」(10年後にありたい姿)

当社グループは、今後10年間、SDGsをはじめとする社会課題の解決に資する5つのマテリアリティ(重要課題)の実現を通じて持続的に貢献し、①社会・環境価値と②経済価値を同時に向上させていくことで企業価値を向上させることにより、グローバルエクセレントカンパニーを目指します。2030年における企業価値向上の目安として、時価総額1兆円規模を設定します。

＜成果目標の代表例＞

① 社会・環境価値

- ・CO₂約1億トン相当の温室効果ガスを削減する。
- ・世界で6億人に水を届ける。
- ・最先端の半導体デバイスである14オンGSTローム(100億分の1m)世代への挑戦により、くらしの進化に寄与する。

② 経済価値

- ・投下資本利益率(ROIC) 10.0%以上
- ・親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE) 15.0%以上
- ・売上収益1兆円規模

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	100.0 %	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ヶ浦市	百万円 450	※ 100.0	コンプレッサ、タービン、プロワの製造・販売、アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備及び計装工事の施工
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、試運転、アフターサービス
荏原冷熱システム（中国）有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.	ブラジル	千ブラジリアル 99,106	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプ及び陸上ポンプ製品の製造販売
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、鋳物ポンプの製造・販売
Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 6,625	100.0	カスタムポンプ、標準ポンプ等の販売、アフターサービス、真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
荏原機械（中国）有限公司	中国	千米ドル 61,938	※ 100.0	標準ポンプの製造・販売、アフターサービス
Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.	トルコ	千トルコリラ 5,350	100.0	深井戸モータポンプ及び縦型ポンプの製造・販売
EBARA HG Holdings Inc.	米国	千カナダドル 22,062	100.0	産業用ポンプ、ミキサー、モニタリングシステム等の製造・販売・アフターサービス
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千米ドル 11,000	※ 51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、アフターサービス 極低温ポンプの製造・販売
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
青島荏原環境設備有限公司	中国	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製成品の製造・販売
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
上海荏原精密機械有限公司	中国	百万円 495	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
Ebara Technologies Incorporated	米国	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、アフターサービス
荏原（中国）有限公司	中国	百万人民元 886	100.0	中国における資金効率向上、ガバナンス強化、コーポレート業務の効率化、荏原ブランド力の強化

(注) 1. ※印は、間接保有を含む比率です。

2. 2023年11月28日付で当社の連結子会社であるHayward Gordon Holdings, L.P.は、商号をEBARA HG Holdings Inc.に変更しています。

3. 2023年8月17日に荏原（中国）有限公司を設立。2023年12月には荏原冷熱システム（中国）有限公司、荏原機械（中国）有限公司、嘉利特荏原泵業有限公司、合肥荏原精密機械有限公司の4社の持分を現物出資したことにより、当期より重要な子会社に追加しています。

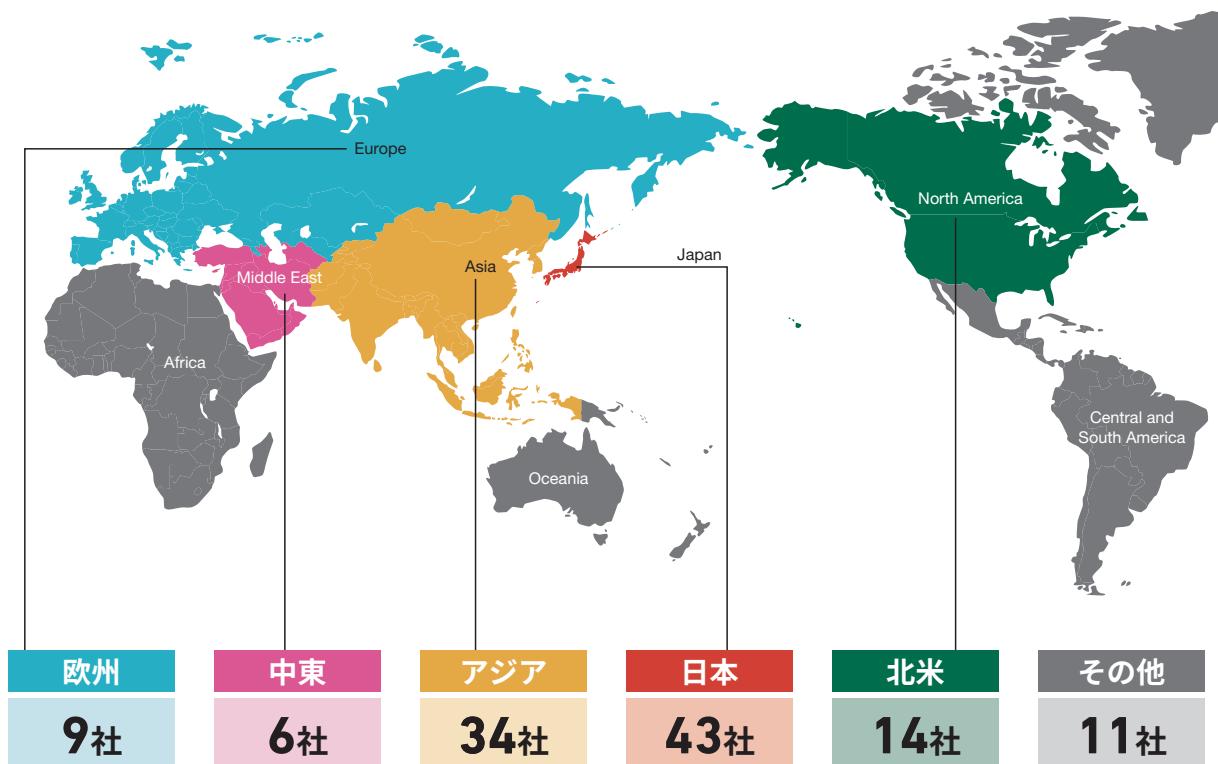
③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
水ing 株式会社	東京都 港区	百万円 5,500	% 33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工及び運転・維持管理

(ご参考) 関係会社数 (2023年12月31日現在)



(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業	主な対面市場	主要製品
■ 建築・産業	建築設備、産業設備	標準ポンプ、送風機、冷凍機、冷却塔
■ エネルギー	石油・ガス、電力、新エネルギー	カスタムポンプ、コンプレッサ・タービン
■ インフラ	水インフラ	カスタムポンプ、送風機
■ 環境	固形廃棄物処理	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント
■ 精密・電子	半導体製造	真空ポンプ、CMP装置、排ガス処理装置

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	富津事業所	千葉県富津市
北海道支社	札幌市白石区	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
室蘭事務所	北海道室蘭市	中部支社	名古屋市西区
東北支社	仙台市宮城野区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
北陸支社	新潟市中央区	大阪支社	大阪市北区
羽田事務所	東京都大田区	中国支社	広島市西区
東京支社	東京都大田区	九州支社	福岡市博多区
北関東支社	さいたま市北区	熊本事業所	熊本県玉名郡
袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市		

② 重要な子会社

前記の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③ 重要な関連会社

前記の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

セグメント名称	従業員数	前年度末比増減数
■ 建築・産業	7,490名	70名増
■ エネルギー	3,259名	30名増
■ インフラ	1,555名	62名増
■ 環境	2,755名	28名増
■ 精密・電子	3,374名	223名増
■ その他・共通部門	1,196名	121名増
合計	19,629名	534名増

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	25,935
株式会社三菱UFJ銀行	19,070
株式会社日本政策投資銀行	11,000
株式会社三井住友銀行	4,438
株式会社商工組合中央金庫	3,500
三井住友信託銀行株式会社	3,408

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額20,000百万円）があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。その後、岐阜市が2019年7月22日付で損害賠償請求金額を44億74百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2019年7月25日に受領）、2020年7月17日付で損害賠償請求金額を45億82百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2020年7月20日に受領）、2021年8月10日付で損害賠償請求金額を46億92百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2021年8月25日に受領）を行いました。

岐阜地方裁判所は、2023年5月31日に、EEPに対して7億48百万円及びこれに対する2015年10月23日から支払い済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じ、岐阜市のその余の請求を棄却する判決を言い渡しました。

2023年6月12日、EEPは当該判決のうち岐阜市の請求を認めた部分並びにEEPの主張が認められなかった部分について、これを不服として名古屋高等裁判所に控訴を提起しました。

2 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

① 発行可能株式総数

200,000,000株

② 発行済株式の総数

92,349,082株 (前年度末比263,067株増加)
(うち、自己株式の数 26,531株)

③ 資本金の額

80,489,309,843円 (前年度末比685,063,910円増加)

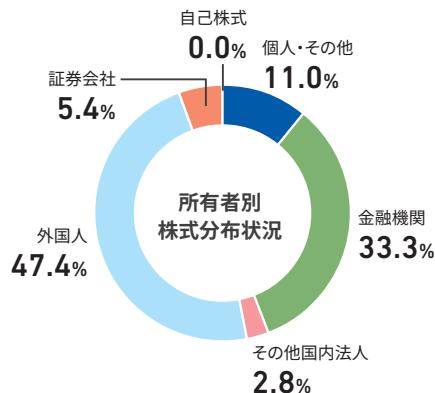
④ 株主数

23,819名 (前年度末比3,766名減少)

⑤ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,055	18.5
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	9,890	10.7
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,230	7.8
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	3,036	3.3
JP MORGAN CHACE BANK 385781	1,534	1.7
SMBC日興証券株式会社	1,377	1.5
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,260	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1,147	1.2
日本生命保険相互会社	1,018	1.1
公益財団法人荏原島山記念文化財団	988	1.1

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。



⑥ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として交付した株式

当社は、2018年3月8日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部取締役及び一部従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度並びに業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。

ア. 譲渡制限付株式の発行

2023年4月11日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月10日に普通株式35,667株を発行しています。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ104,504,310円増加しています。なお、当社の取締役及び執行役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役(社外取締役を除く)	2名	5,159株
社外取締役	8名	4,912株
執行役	13名	13,642株

(注) 取締役と執行役の兼務者(1名)の割当て数は、執行役に対する割当て数の欄に記載しています。

イ. 業績連動型株式の発行

2023年4月11日開催の取締役会において業績連動型株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、同年5月10日に普通株式177,200株を発行しています。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ519,196,000円増加しています。

業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画を評価期間とし、対象役員等の役位に基づいて算定する変動報酬標準額を報酬委員会が予め定めた業績指標の中期経営計画が終了する事業年度における達成度に応じた範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を発行又は処分する業績連動型の株式報酬制度です。今回の評価期間は、中期経営計画E-Plan2022(2020年1月～2022年12月)の3事業年度で、評価期間中に在籍した対象役員等に対して行われるものです。そのため、評価期間中に退任・退職済みの対象役員等であっても在任中の業績に応じた株数を割り当てています。なお、当社の取締役及び執行役に対して割り当てた業績連動型株式の数は以下のとおりです。

役員区分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役(社外取締役を除く)	2名	2,500株
執行役	13名	69,100株

(注) 取締役と執行役の兼務者(1名)の割当て数は、執行役に対する割当て数の欄に記載しています。

⑦ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が50,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ61,363,600円増加しています。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、株式の保有を通じた保有先との提携が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することがあります。また、これらの政策保有株式については、その保有の合理性につき以下の事項を取締役会において定期的に精査し、合理性の薄れた株式について、売却等の手段により保有を随時解消する方針とします。

《保有合理性の確認》

1. 保有先との提携に重要性があり、その関係継続が必要であること。
2. 保有に伴うリターンやリスクが資本コストに見合っていること。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを勘案の上、個別の議案ごとに賛否を判断します。その場合において、当社は、以下の事項を重視し、必要に応じて議案の内容等について保有先と対話します。

- A. 定款変更
- I. 取締役の選任
- U. 買収防衛策
- E. 剰余金処分 等

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度) (当連結会計年度)
銘柄数		39銘柄	32銘柄	27銘柄	23銘柄
うち上場会社の銘柄数		0銘柄	0銘柄	0銘柄	0銘柄
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	4,918	1,845	1,881	2,265
うち上場会社の合計	(百万円)	—	—	—	—

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年12月31日現在)

名称 (発行日)	業績 達成 条件	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数	行使時の 払込金額	行使期間
		取締役 (社外取締役 を除く)	社外 取締役	執行役			
第3回新株予約権 (2011年9月27日)	有り	60個 (1名)	/	19個 (1名)	当社普通株式 15,800株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第5回新株予約権 (2013年10月1日)	有り	25個 (1名)	/	0個 (0名)	当社普通株式 5,000株	1株当たり 1円	2014年7月1日～ 2026年6月30日
第6回新株予約権 (2014年10月1日)	有り	96個 (1名)	/	40個 (2名)	当社普通株式 27,200株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
第7回新株予約権 (2015年10月1日)	有り	6個 (1名)	/	8個 (1名)	当社普通株式 2,800株	1株当たり 1円	2017年7月1日～ 2029年6月30日
	無し	0個 (0名)	0個 (0名)	/			2018年10月1日～ 2029年6月30日
第9回新株予約権 (2017年10月1日)	有り	48個 (1名)	/	22個 (2名)	当社普通株式 7,000株	1株当たり 1円	2020年4月1日～ 2032年3月31日
	無し	0個 (0名)	0個 (0名)	/			2020年10月1日～ 2032年3月31日

- (注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。
2. 2016年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。これに伴い、第3回及び第5回、第6回、第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び数を1個につき200株とし、第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び数は1個につき100株とします。
3. 割当てを受けた新株予約権者が新株予約権を行使できる期間は、行使期間のうち当社の取締役又は執行役在任中又は行使期間に関わらず退任後5年以内です。

(2) 当事業年度中に当社従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス

① コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じて企業価値を向上させ、その成果を株主をはじめとする様々なステークホルダーと分かち合うことを経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

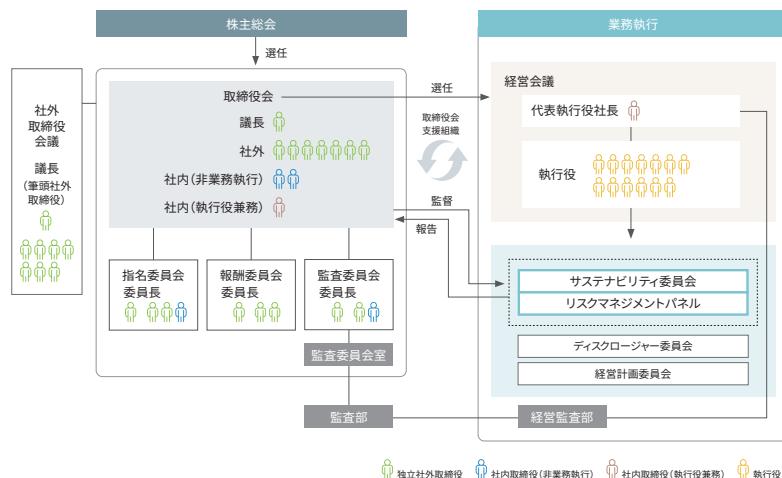
当社は、「荏原製作所 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、「IR基本方針」を定め、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。
- イ. 当社は、株主、顧客、取引先、債権者、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な価値協創に努めます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役[※]が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、個々の取締役に期待する役割と求められる資質・能力を明確化し、候補者の選定、取締役のトレーニング等に活用することで、取締役会等の実効性の向上に努めます。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全員独立社外取締役です。

② 各機関の役割と構成

2023年12月31日現在におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



ア. 監督

(a) 取締役会

取締役会は、全てのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値の持続的な向上」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。当社グループが高度なESG経営を実践し、SDGsをはじめとする社会課題の解決に事業を通じて持続的に貢献することで社会・環境価値を向上させ、併せてROIC経営・ポートフォリオ経営の実践等により経済価値を向上させていくことで企業価値を向上させていくことができるよう、長期の事業環境を見据えた経営の基本方針を策定します。また、取締役会は、不祥事等を未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役は最小限としたうえで、非業務執行取締役（独立社外取締役と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用します。取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とし、取締役会議長を独立社外取締役が務める体制となっています。

2023年12月31日現在の取締役会は、取締役11名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が10名（うち女性3名を含む8名が独立社外取締役）、取締役会の議長は独立社外取締役である大枝宏之氏が務めています。当事業年度は14回開催しました。

《当事業年度に議論した内容》

- ・長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリングとフォローアップ
- ・対面市場別組織への移行後の効果と課題の検証
- ・サステナビリティに関する中長期課題・ESG経営への対応と検討
（人材育成、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）、サプライチェーンにおける人権デュー・デリジェンス（DD）、カーボンニュートラル、TCFD提言に基づく情報開示への対応策等）

- ・経営インフラの高度化・効率化の効果と課題の検証
（CxO制の効果と課題、グループガバナンス強化施策、ERP導入、グローバルHCM（Human Capital Management）導入等）
- ・新規事業開発と全社マーケティング活動
- ・年度経営計画の策定、各事業部門KPIの設定
- ・取締役会の実効性評価及びそのフォローアップ

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、並びに代表執行役社長の選任及び解任、執行役の選任及び解任、役付取締役の選定及び解職、取締役会議長及び議長を補佐する非業務執行取締役の選定及び解職、指名・報酬・監査の各委員会の委員と委員長の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の選解任の方針及び後継者計画の策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2023年12月31日現在の指名委員会は、独立社外取締役3名（大枝宏之氏、澤部肇氏、高下貞二氏）と社内出身の非業務執行の取締役1名（前田東一氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の澤部肇氏が務めています。当事業年度は17回開催しました。

《当事業年度に議論した内容》

- ・経営者育成・選定プログラムの実施とモニタリング
- ・取締役のサクセッションプラン
- ・取締役候補者の審議
- ・執行役候補者の審議

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、役員報酬を通じ、執行役に対しては経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、リスクが適切にコントロールされた挑戦的な経営目標の達成を強く動機付けることで人材育成や文化の醸成を行い、取締役に対しては当該業務執行の監督を含め、本方針に定める取締役の役割を反映した報酬体系・水準を構築することで会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。報酬委員会は、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2023年12月31日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名（藤本美枝氏、西山潤子氏、島村琢哉氏）で構成され、その全員が独立社外取締役です。委員長は独立社外取締役の藤本美枝氏が務めています。当事業年度は14回開催しました。

《当事業年度に議論した内容》

- ・取締役及び執行役の報酬制度
- ・取締役及び執行役の個人別報酬
- ・執行役の業績評価結果における短期業績連動報酬額
- ・E-Plan2025における長期インセンティブの検討
- ・役員報酬の開示のあり方について
- ・短期業績連動報酬における新しいESG指標の検討

(d) 監査委員会

監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役及び取締役の職務の執行を監査する機関として、その職務を適正に執行することにより企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮し、これらステークホルダーとの協業に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めています。また、リスク管理を含む、内部統制システム整備状況等を踏まえた監査の基本方針・基本計画を定め、内部監査部門との緊密な連携を通じた、効率的かつ実効性のある監査に努めています。この役割・機能を適切に果たすことができるよう、監査委員会を補助する仕組みを構築しています。監査委員会は、監査の独立性を確保するため、非業務執行の取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役としています。委員長は取締役会において決定することとしています。また、会社法上、常勤監査委員の設置は義務付けられていないものの、当社においては社内出身の非業務執行の取締役が常勤監査委員を務めています。常勤監査委員は、その高度な情報収集力によりグループ内の質の高い情報を収集し、これを社外監査委員と共有するとともに、内部統制システムの活用や会計監査人、内部統制所管部門等との連携においても重要な役割を果たし、監査の実効性を確保しています。

2023年12月31日現在の監査委員会は、独立社外取締役2名（北山久恵氏、沼上幹氏）と社内出身の取締役1名（長峰明彦氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の北山久恵氏が務めています。なお、社外監査委員の北山久恵氏は公認会計士の資格を有しており、沼上幹氏は早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授を務めており、常勤監査委員の長峰明彦氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。当事業年度は23回開催しました。

《当事業年度に議論した内容》

- ・執行役等の職務執行・法令遵守体制の監査
- ・会社法、金融商品取引法に係るグループ内部統制の整備及び運用状況監査
- ・会計監査人・内部監査部門との連携、三様監査の体制構築
- ・国際財務報告基準（IFRS）運用の定着化、重要会計事項に係る会計処理の適切性
- ・対面市場別5カンパニー制の業務執行におけるガバナンス体制の整備状況、中期経営計画E-Plan2025の進捗状況
- ・小規模海外拠点やM&A先を含む子会社のガバナンス及び内部統制の整備・運用状況、新しい部門横断機能（CxO制）を含む親子会社間及び事業部門・コーポレート間のレポートラインの整備・運用状況
- ・内部通報窓口の整備・運用状況の点検及び通報案件対応における実効性の確保

(e) 社外取締役会議

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るに必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。

2023年12月31日現在の筆頭社外取締役は澤部肇氏が務めています。当事業年度は13回開催しました。

《当事業年度に議論した内容》

- ・取締役会議題の事前共有
- ・取締役会の実効性評価のフォローアップと次年度の取組み
- ・長期ビジョン及び中期経営計画の進捗モニタリング
- ・対面市場別組織への移行の効果と課題の検証（海外シェアアップに向けた戦略等）
- ・サステナビリティ課題の議論（人事制度・女性活躍推進の状況）

イ. 業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。当事業年度は12回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。当事業年度は4回開催しました。

(c) サステナビリティ委員会

当社グループが事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与し、企業価値を継続的に向上させるため、事業とそれを支える活動の対応方針の審議、KPI及び目標の決定、並びに成果の確認等を行うことを目的として運営しています。サステナビリティ委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、サステナビリティ経営に関する社外有識者がアドバイザーとして参加しています。また、サステナビリティ委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、本委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて提言等を行っています。サステナビリティ委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。サステナビリティ委員会は四半期ごとに定期開催し、当事業年度は4回開催しました。

(d) リスクマネジメントパネル

当社グループのリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は9回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長の承認を得た上で開示します。当事業年度は10回開催しました。

③ 代表執行役社長の選任・解任プロセス及び後継者計画

当社は、経営陣において特に中心的な役割を担う代表執行役社長の選任・解任の基準・方針及び後継者計画の策定・実施を、当社における最も重要な戦略的意思決定であると位置付けています。

《代表執行役社長の選任・解任プロセス》

代表執行役社長の選解任については、指名委員会で策定した代表執行役社長の選任基準及び方針に基づき、指名委員会が最終候補者を取締役会に提言し、取締役会で決定します。指名委員会は、定期的又は随時に、現任の代表執行役社長について、後継者計画において定めた代表執行役社長の資質に関する要件への適性を確認するものとし、代表執行役社長が退任するときには、当該後継者計画に基づき、代表執行役社長の後継者に関し、取締役会へ提言を行います。また、

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表執行役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、代表執行役社長の解任の是非を議論するための独立性・客観性のあるプロセスを確立しています。具体的には、指名委員会が、現任の代表執行役社長の適性について定期的な確認を行う際に、単年度連結業績が3決算期連続して指名委員会の定める基準に未達の場合、特段の事由が無い限り、指名委員会は現任の代表執行役社長の再任について推奨しないことを取締役会へ提案し、取締役会で解任の是非に関する議論を行うこととしています。

《代表執行役社長の後継者計画》

当社の経営戦略の実現に取り組み、成長ビジョンの軌道に乗せる次期代表執行役社長を選出するため指名委員会が中心となり、代表執行役社長の後継者計画を策定するとともに、経営者としての適性を備えた候補者群を継続的かつ計画的に育成するためのプログラムを策定し、適任者を推薦できる体制の確保に取り組んでいます。指名委員会は、後継者計画に基づき、現在及び将来の事業環境あるいは経営戦略を踏まえた社長に求める必要な能力、資質（ポテンシャル）、経験・知識・スキルを荏原流「経営者のあるべき像」として特定し、その具体的な判定方法・判定基準を定めるとともに、幅広い年齢層からの候補者の選定、育成の実施、育成状況の確認に主体的に関与しています。

④ 取締役に対するトレーニングの方針

取締役会を有効に機能させるための環境整備の一環として、新任の取締役には、就任前又は就任後速やかに取締役の職責を果たすために必要な、財務、法務、コーポレート・ガバナンス等に関する知識・知見を習得する機会を設けています。新任の独立社外取締役に、当社グループへの理解を深めることを目的として、当社グループの経営戦略、財務状態、経営課題、その他重要な事項について、担当執行役等から説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。また、取締役就任後においても、社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会の設定に努めています。

《2023年度の実績》

- ・ 2023年3月：新任取締役向けオリエンテーション
- ・ 2023年7月：国内主要拠点の視察（富津工場、袖ヶ浦工場）
- ・ 2023年10月：国内主要拠点の視察（熊本工場）



富津工場見学の様子



袖ヶ浦工場での経営層とのディスカッションの様子

⑤ 取締役会の実効性向上に向けた取組

ア. 取締役会実効性評価の目的

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、指名委員会等設置会社への移行を機に、2015年度より取締役会自身が取締役会全体の実効性評価を毎年実施し、その結果の概要を開示しています。毎年の評価では、前年度に課題として認識された事項の改善状況の検証を行い、その結果を踏まえて次の課題を抽出しており、連続性のあるガバナンス改革のPDCAサイクルを回しています。

イ. 2023年度「取締役会実効性評価」について

(a) 評価プロセス

各取締役への質問票を作成し、その回答結果を踏まえ、各取締役の考えを直接確認するため、独立社外取締役が務める取締役会議長がすべての取締役と個別インタビューを実施するとともに、取締役個人の自己評価とピア（相互）評価を行いました。当社取締役会は、上記の質問票・個別インタビューの結果を分析し、それに基づき2023年12月及び2024年1月の取締役会において取締役会の実効性について討議を行い、その評価と今後の対応を確認しました。あわせて、取締役会議長を除く全取締役は、取締役会議長に対する評価を行いました。

(b) 評価結果の概要

取締役会及び委員会の現状に対する各取締役の評価は高く、取締役会、取締役会議長、独立社外取締役、社内取締役がそれぞれの役割・責務を適切に果たしていること、取締役会及び委員会については、適切な議題設定と議事運営のもと十分な議論が行われ、適切に運営されていること、昨年の課題として挙げられた事項については、取組みが進んでいることを確認しました。

取締役個人に対する自己評価及び相互評価については、「荏原製作所コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定める取締役の役割及び資質・能力に基づいて評価が行われ、両評価を通して、各取締役はその責務を適切に果たし取締役会の議論に貢献していることを確認しました。なお、相互評価の結果の概要は指名委員会に共有され、同委員会は取締役候補者の選任に際し、同評価の結果も参考にしています。

以上から、当社取締役会は、取締役会の監督機能が十分に発揮され、より高い実効性が確保できていると評価しました。

(c) 今後の対応

当社取締役会は、これまで進めてきた改革の継続とあわせて、以下の各項について今後継続的に取り組むことで取締役会の実効性をさらに高めていくこととします。

- ・長期的な視点に立った経営ビジョンの議論の充実
現中期経営計画E-Plan2025の進捗と内外の様々な環境変化を踏まえ、重要な課題（人材・人的資本、グローバル化の進展、適切なキャピタルアロケーション、事業ポートフォリオの検証、荏原ブランドの確立等）についての考え方・方針を整理し、長期的な視点に立った経営ビジョンを議論していく。
- ・サステナビリティに関する議論の深化
サステナビリティに関する以下の重要課題等について、当社の収益性、長期的持続性及び企業価値向上をESG経営と具体的にどのように結びつけていくのかという視点を持って議論を深める。
 - ・サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス
 - ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進
 - ・カーボンニュートラル
 - ・TCFD等の内外のサステナビリティ情報開示への対応
- ・委員会の体制及び活動内容の定期的な検証

2023年度「取締役会実効性評価」の全文は以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/ir/governance/information/Corporate-Governance-Library.html>

(2) 取締役及び執行役の氏名等 (2023年12月31日現在)

① 取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前田 東一	取締役会長	指名委員会委員
浅見 正男	取締役代表執行役	社長兼 CEO 兼 COO
澤部 肇	取締役	筆頭社外取締役 指名委員会委員長 一般社団法人価値創造フォーラム21 幹事会付顧問 株式会社テレビ東京ホールディングス 社外取締役
大枝 宏之	取締役	取締役会議長 指名委員会委員 株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問 積水化学工業株式会社 社外取締役 公益財団法人一橋大学後援会 理事長 日本郵政株式会社 社外取締役
西山 潤子	取締役	報酬委員会委員 戸田建設株式会社 社外監査役
藤本 美枝	取締役	報酬委員会委員長 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社TBSホールディングス 社外監査役 (株式会社TBSテレビ 監査役)
北山 久恵	取締役	監査委員会委員長 公認会計士 株式会社樺本チエイン 社外取締役 株式会社ダイセル 社外監査役 兵庫県立大学大学院特任教授 北山公認会計士事務所 代表
長峰 明彦	取締役	監査委員会委員 (常勤)
島村 琢哉	取締役	報酬委員会委員 AGC株式会社 取締役会長 JFEホールディングス株式会社 社外監査役
高下 貞二	取締役	指名委員会委員 積水化学工業株式会社 取締役会長

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
沼上 幹取	取締役	監査委員会委員 JFEホールディングス株式会社 社外監査役 東京センチュリー株式会社 社外取締役 一橋大学 名誉教授 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授

- (注) 1. 取締役 澤部肇、大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の8氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 澤部肇、大枝宏之、西山潤子、藤本美枝、北山久恵、島村琢哉、高下貞二、沼上幹の8氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して同8氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員 北山久恵氏は公認会計士の資格を有しており、沼上幹氏は早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授を務めています。また、常勤監査委員の長峰明彦氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 高下貞二、沼上幹の両氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会において、新たに選任され、就任しました。
5. 取締役 橋本正博氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
6. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、当社の内部統制に精通している取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、社内出身の非業務執行の取締役である長峰明彦氏を常勤の監査委員会委員として選定しています。

② 執行役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
浅見正男	代表執行役	社長兼 CEO 兼 COO
永田修	執行役	建築・産業カンパニー プレジデント
宮木貴延	執行役	エネルギーカンパニー プレジデント 兼 嘉利特在原泵業有限公司 董事長 兼 エリオットグループホールディングス株式会社 Chairman 兼 CEO 兼 Elliott Company CEO
太田晃志	執行役	インフラカンパニー プレジデント
山田秀喜	執行役	環境カンパニー プレジデント 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長 兼 水ing株式会社 取締役
戸川哲二	執行役	精密・電子カンパニー プレジデント
蓬臺昌夫	執行役	精密・電子カンパニー 事業統括責任者 兼 カンパニーCOO
南部勇雄	執行役	精密・電子カンパニー 装置事業部長
露木聖一	執行役	精密・電子カンパニー コンポーネント事業部長
細田修吾	執行役	経営企画・経理財務統括部長 兼 CFO
佐藤誉司	執行役	人事統括部長 兼 CHRO
中山亨	執行役	法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長 兼 CRO
小和瀬浩之	執行役	情報通信統括部長 兼 CIO
三好敬久	執行役	技術・研究開発・知的財産統括部長 兼 CTO

(注) 1. 代表執行役 浅見正男氏は、取締役を兼務しています。

2. 執行役 蓬臺昌夫、三好敬久の両氏は、2023年3月29日開催の取締役会において、新たに選任され、就任しました。

3. 執行役 大井敦夫、沖山喜明、曾布川拓司の3氏は2023年3月29日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、執行役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害等を保険契約により補填することとしています。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)							
		基本報酬		短期業績連動報酬		譲渡制限付株式報酬		業績連動型株式報酬	
		支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取締役 (社外取締役を除く)	132	2名	100			2名	30	1名	1
社外取締役	141	9名	114			9名	27		
執行役	1,010	17名	384	14名	258	17名	93	17名	274
合計	1,285	28名	599	14名	258	28名	151	18名	276

- (注) 1. 上記には、2023年12月31日現在の取締役及び執行役に対して当事業年度の在任期間に応じた支給された報酬等及び、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役3名に対して2023年1月から退任時まで支給された報酬等の額を記載しています。
2. 取締役を兼務する代表執行役社長に支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
3. 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額131百万円（基本報酬62百万円、短期業績連動報酬46百万円、業績連動型株式報酬21百万円）を含めた総額を記載しています。
4. 執行役の短期業績連動報酬は、全社業績又は事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
5. 短期業績連動報酬は、2023年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2024年3月支給予定）の総額を記載しています。
6. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
7. 業績連動型株式報酬は、2026年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。当事業年度の金額算定においては、直近の当社株価及び中期経営計画E-Plan2025の最終年度である2025年12月期の経営計画における連結投下資本利益率（ROIC）の予想値を用いており、かつ前事業年度計上額との差分も加算計上しています。
8. 上記のほか、2022年12月末日以前に退任した役員6名に対して付与した中期経営計画E-Plan2022の業績連動型株式報酬について、当事業年度にかかる費用として35百万円を計上しています。

② 報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の種類別の額

氏名	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
		基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長 浅見正男	168	54	37	16	61

- (注) 1. 短期業績連動報酬は、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2024年3月支給予定）の総額を記載しています。
 2. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
 3. 業績連動型株式報酬は、2026年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。当事業年度の金額算定においては、直近の当社株価及び中期経営計画E-Plan2025の最終年度である2025年12月期の経営計画における連結投下資本利益率（ROIC）の予想値を用いており、かつ前事業年度計上額との差分も加算計上しています。

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

当社は、定款第22条及び第31条に基づき、独立社外取締役3名のみで構成される報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等について決定しています。

ア. 取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務遂行を監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

a. 非業務執行取締役

非業務執行取締役の報酬は、業務執行とは独立した立場で、業務執行が適法に行われていることを監督する役割と責任が期待されていることから、基本報酬、長期インセンティブで構成され、報酬委員会にて決定します。長期インセンティブは、企業価値の継続的な向上を図るとともに役員における株式保有を促進することで株主との一層の価値共有を図る譲渡制限付株式報酬（RS）とします。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給します。

b. 業務執行取締役（代表執行役社長）に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

《非業務執行の取締役の報酬比率》

基本報酬:RS = 1.0:0.3 ※基本報酬を1.0とした場合



イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、以下で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、業績に対する責任が重い上位の役割にある者ほど、業績に連動した報酬部分の比率が大きくなるように設定しています。

報酬の種類	金銭報酬		株式報酬	
	基本報酬	短期業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬 (RS)	業績連動型株式報酬 (PSU)
概要	役割に応じた基本的な報酬	全社(事業)業績、個人別の目標(MBO)※1の達成度に応じて支給	一定期間の譲渡制限を定めた株式を単年度ごとに付与し、退任時に譲渡制限を解除	中期経営計画の目標の達成度に応じて3年毎に株式を付与
指標	—	業績指標 (45%)	連結投下資本利益率 (ROIC)	—
	—	MBO (45%)	連結営業利益	—
	—	ESG指標 (10%)	担当事業ごとのKPIに基づき設定	—
—	—	“E”(環境):CDP(気候変動)※2	—	—
—	—	“S”(社会):グローバルエンゲージメントサーベイ※3	—	—

※1 Management by Objectives (目標管理制度) の略で、個人で目標設定したものに対する達成率や進捗に応じて評価するマネジメント手法

※2 気候変動対応の戦略やGHG排出量削減の取り組みなどを評価するESG評価機関

※3 グローバルエンゲージメントサーベイは、2019年より国内外グループ会社従業員を対象に、中長期的に目指すありたい姿の達成に向け会社や職場におけるエンゲージメントの現状について調査をしているもの。

(c) 報酬の組合せ

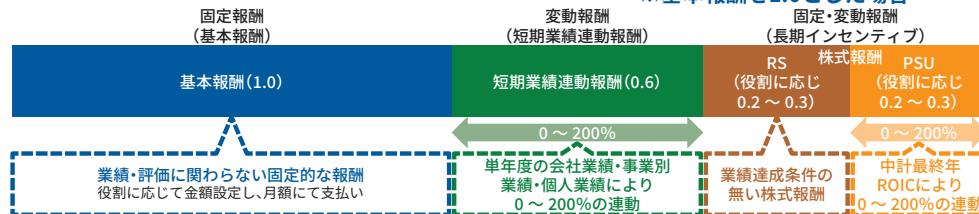
執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

≪執行役の報酬比率 (業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合) ≫

【代表執行役社長】基本報酬:短期業績連動報酬:RS:PSU = 1.0:0.6:0.3:0.3

【執行役】基本報酬:短期業績連動報酬:RS:PSU = 1.0:0.6:0.2 ~ 0.25:0.2 ~ 0.25

※基本報酬を1.0とした場合

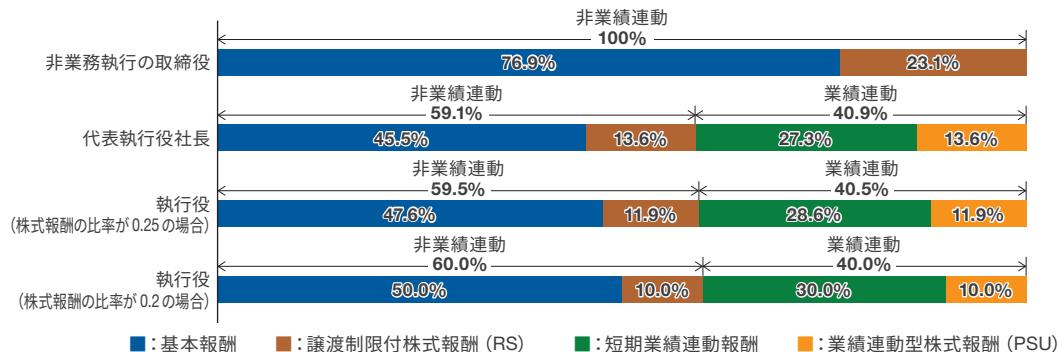


(d) 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役割に応じた報酬水準としています。

総報酬（基本報酬水準、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

《取締役及び執行役の報酬の構成（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）》



ウ. 当事業年度に係る取締役・執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬委員会は、当事業年度にかかる取締役及び執行役の個人別の報酬等について、ア. 取締役に対する報酬、イ. 執行役に対する報酬記載の (a) 報酬制度の目的と基本方針に基づいて、(1) 基本報酬については、国内同輩企業の水準及び従業員賃金水準を踏まえ、役割に応じた報酬額であるか、(2) 短期業績連動報酬については、個人毎の報酬額が、当事業年度の全社業績目標及び個人別の目標の達成度に応じたものであるか、(3) 譲渡制限付株式報酬については、役割に応じた所定株式数を付与することを内容とするものであるか、について委員会において慎重に審議の上、決定しました。したがって、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 報酬等の決定に関する手続き

役員等の報酬方針の決定機関である報酬委員会は、客観的な視点と透明性を重視して、3名の独立社外取締役により構成されており、具体的には、社外取締役の中から、企業経営の経験者、企業法務の専門家を選任しています。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、報酬方針の決定のほか、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求めることができるものとされています。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行っています。

このような活動を行うため、報酬委員会は定例会のほか、必要に応じて適宜開催され、報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

新任の報酬委員に対しては、報酬委員会の定める規程（役員報酬基本方針）に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規準等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

2023年度において、報酬委員会は14回開催され、報酬方針を決議したほか、報酬方針に基づく取締役及び執行役の個人別の基本報酬・短期業績連動報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の内容及び付与数を決定いたしました。

⑤ 各支給項目について

ア. 短期業績連動報酬

中期経営計画達成のためのインセンティブを重視し、全社業績又は事業業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに金額を決定する仕組みとしています。ただし、親会社の所有者に帰属する当期利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、短期業績連動報酬の減額等につき報酬委員会が決定します。

2023年度における全社業績指標の目標と実績

業績指標	2023年度目標値	2023年度実績値
連結投下資本利益率 (ROIC)	10.4%	12.2%
連結営業利益	723億円	860億円

イ. 長期インセンティブ（株式報酬）

当社役員が近視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主の利害との一致の観点から、譲渡制限付株式報酬と当社の業績に連動する業績連動型株式報酬を支給しています。

(a) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、役員の役割に応じた一定の株式数を単年度ごとに付与します。付与された株式の譲渡制限期間は、役員における株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社役員を退任するまでとし、当社役員の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

(b) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、中期経営計画初年度に支給対象役員の役割に応じた基準個数を予め設定し、中期経営計画の最終年度に中期経営計画が目標と掲げている連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合いに応じて決定された数の株式を付与します。付与株式数のうち40%相当については、金銭に換算して支給します。業績連動型株式報酬に係る指標には、連結投下資本利益率（ROIC）を採用しています。中期経営計画E-Plan2025の最終年度である2025年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）の目標（10.0%）達成度合いに応じて、支給率を0%～200%として支給されます。

《支給株式数及び個別支給金額の算定方法》

- ・株式によるPSUの支給個数（1個未満切り捨て）
基準個数×支給率×60%
1個＝当社普通株式100株
- ・金銭によるPSUの支給金額（100円未満切り捨て）
基準個数×支給率×40%×当社普通株式の株価※
1個＝当社普通株式100株とします。

※中期経営計画最終年度に係る割当を決議する取締役会開催の前々月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均

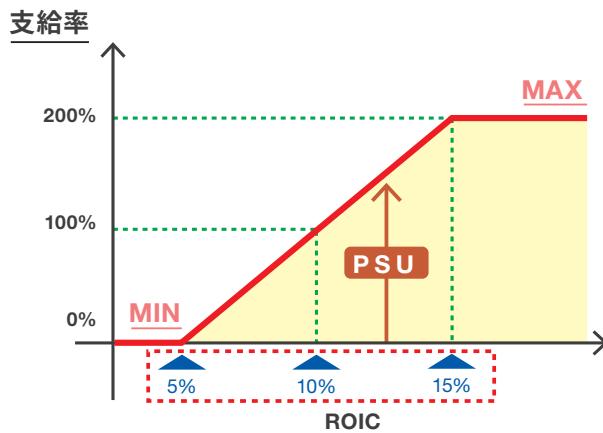
《支給率》

支給率 (%) = 連結投下資本利益率 (ROIC) × 20 - 100

小数点第2位を四捨五入します。ただし、計算の結果が0%以下となる場合には0% (不支給) とし、200%を超える場合には200%とします。

連結投下資本利益率 (ROIC) = NOPLAT (みなし税引後営業利益)

÷ 投下資本 {有利子負債 (期首期末平均) + 株主資本 (期首期末平均)}



なお、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を促進します。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況					発言状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
澤部 肇	100% (14/14回)	100% (17/17回)	—	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また指名委員会では、指名委員会委員長として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成等に積極的に発言を行うとともに、委員間での議論を牽引し、その職責を果たしました。
大枝 宏之	100% (14/14回)	100% (17/17回)	—	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言するとともに、取締役会議長として取締役会を牽引しています。また指名委員会では、同委員として取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成等に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
西山 潤子	100% (14/14回)	—	100% (14/14回)	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、同委員として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
藤本 美枝	100% (14/14回)	—	100% (14/14回)	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、報酬委員会委員長として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議等に積極的に発言を行うとともに、委員間での議論を牽引し、その職責を果たしました。
北山 久恵	100% (14/14回)	—	—	100% (23/23回)	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また監査委員会では、監査委員会委員長として、独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、その職責を果たしました。
島村 琢哉	100% (14/14回)	—	100% (14/14回)	—	100% (13/13回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また報酬委員会では、同委員として、当社の取締役及び執行役の報酬体系見直しや報酬水準の決定に関わる審議に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
高下 貞二	100% (10/10回)	100% (12/12回)	—	—	100% (10/10回)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また指名委員会では、同委員として、取締役候補者の選定、社長の承継計画策定等の経営人材の選定や候補者人材の育成等に積極的に発言を行い、その職責を果たしました。
沼上 幹	100% (10/10回)	—	—	100% (15/15回)	100% (10/10回)	取締役会その他重要会議に出席し、企業経営の研究者としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。また監査委員会では、同委員として、独立した立場からその知見に基づいて当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、その職責を果たしました。

(注) 1. 高下貞二氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び指名委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

2. 沼上幹氏は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会及び同日開催の取締役会において新たに取締役及び監査委員会委員に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び各委員会等への出席状況を記載しています。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2023年3月29日開催の第158期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	171百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	222百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な海外子会社のうち、Elliott Companyほか17社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。
3. 上記報酬以外に、前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、会計監査人交代に係る報酬29百万円を支払っています。

(5) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(6) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

② 不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。

なお、当第159期は有限責任監査法人トーマツが当社会計監査人に就任して1事業年度目になります。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度、執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。</p>	<p>(1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識の浸透及び不正行為を未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。</p> <p>(2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。</p> <p>(3) 代表執行役社長を委員長とするサステナビリティ委員会では、社会、環境並びに当社グループのサステナビリティに資する活動の対応方針、戦略、目標及びKPIを審議し、成果の確認及び見直しを行っています。また、同委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜は正・改善指示を行っています。当事業年度は、同委員会を4回開催しました。</p> <p>(4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外10か国において、子会社22社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。</p> <p>(5) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的で開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においては、中国子会社を対象にコンプライアンス連絡会を定期開催しているほか、当事業年度はベトナム、タイ、UAE、韓国、台湾の子会社6社との連絡会も開催しました。</p> <p>(6) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、年度監査計画に沿って活動しています。当社及び子会社の業務について業務執行部門から独立した監査・モニタリングを実施しています。子会社に内部監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。海外子会社に対しては、外部専門家を利用したコーソージング監査を実施しました。</p>

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。
- (2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。
- (3) 荏原グループ全体の情報管理レベルの確認、及び実態調査を行い、改善を図っています。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。

- (1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。
- (2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。

- (1) 権限と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。
- (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。
- (3) グループ全体のリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度は合わせて8回開催しました。
- (4) 外部からのサイバー攻撃等に備え、荏原グループ全体における情報セキュリティ管理体制の強化を続けています。

5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。
- (2) 経営の基本方針を策定し、その進捗状況の監督を行うことにより、当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。

- (1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。
- (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。
- (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。最重要経営指標（KPI）である投下資本利益率（ROIC）については、KPIモニタリング会議等で進捗を確認しています。
- (4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。
- (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。

当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。

また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。当事業年度は1回開催しました。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。

- (1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社の執行役は子会社の内部統制体制整備に責任を持っています。
- (2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。

8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制

監査委員会の職務を補助すべき部門を設置する。

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置しています。
- (2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」又は「補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所属としています。当事業年度は、21名が監査委員会室に所属しており、そのうち5名は専任の補助従業員として監査委員会に関する事務に従事しました。その他の16名は内部監査部門又は関係会社の監査役を主たる業務としており、監査委員会室には兼務補助従業員として在籍していました。なお、監査委員会補助従業員は企業集団の内部統制を確保することを目的として、関係会社の監査役を兼務することがあります。

9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行う。
- (2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。
- (3) 兼務補助従業員については、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先するものとしており、監査委員会の指示の実効性を確保する。

- (1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行っています。
- (2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- (3) 兼務補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しますが、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先する旨社内規程に定め、監査委員会の指示の実効性を確保しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、関係会社監査役等に従事する。</p> <p>(5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定する。</p>	<p>(4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、関係会社監査役等に従事しています。</p> <p>(5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定しています。</p>

10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

<p>(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。</p> <p>(2) 関係会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。</p> <p>(3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。</p>	<p>(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、サステナビリティ委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。</p> <p>(2) 「執行役規程」に基づき、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。</p> <p>(3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。</p> <p>(4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「住原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外10か国において、子会社22社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外住原グループ・ホットライン）を設置しています。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。</p> <p>(5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。</p> <p>(6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。</p>
---	---

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<p>(1) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。</p> <p>(2) 監査委員会から求めがあった場合には、内部監査部門の部門長若しくは役員又は子会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させる。また、関係会社の監査役については監査委員会の同意を得た上でその候補者を決定する。</p>	<p>(1) 代表執行役社長及び建築・産業、エネルギー、インフラ、環境、精密・電子の各カンパニーを統括する執行役は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。</p> <p>(2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。</p> <p>(3) 監査委員会からの求めにより、内部監査部門の部門長若しくは役員又は関係会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させています。また、関係会社の監査役候補者の指名に際しては、監査委員会の同意を得た上で決定しています。</p>
--	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
(3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(4) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。 (2) 評価にあたっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。
--	---

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。E-Plan2025 期間における株主還元につきましては、連結配当性向 35%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針です。また、自己株式の取得については機動的に実施していくこととしています。

配当金等の推移

区分	年度	第156期 (2020年度)	第157期 (2021年度)	第158期 (2022年度)	第159期 (2023年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額	(円)	90.0	163.0	193.0	229.0(予定)
年間配当額	(百万円)	8,582	15,127	17,765	21,141(予定)
連結配当性向	(%)	35.4	35.2	35.2	35.0(予定)
自己株式取得額	(百万円)	—	19,999	—	—

- (注) 1. 第159期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、第159期定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。
2. 当社グループは、第157期より、国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、第156期の連結配当性向についても、IFRSに準拠して表示しています。

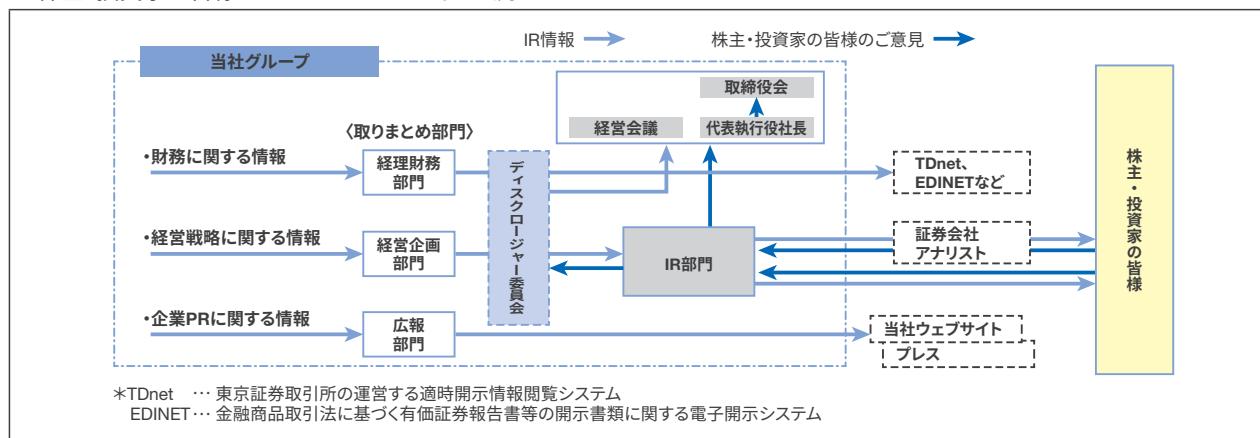
(3) 株主・投資家との対話

当社グループは、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係の構築を経営の最重要事項の一つと位置付けています。投資判断に必要な企業情報を適切に提供するとともに、建設的対話を通じて企業価値向上に資するIR活動を実践し、信頼関係の継続的な深化に努めます。

株主・投資家の皆様との対話について、経営に関する重要な事項として取締役会が適切に監督するため、四半期に一度、取締役会において担当部門がIR活動について報告し、取締役会は必要に応じて助言等を行っています。

当社グループのIR体制は、代表執行役社長を最高責任者とし、IR担当執行役とIR担当部門が行うことを基本としています。また、必要に応じて、取締役（独立社外取締役を含む）・執行役・その他経営幹部が株主・投資家の皆様と直接対話を行う機会を設定するものとしています。

《株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの流れ》



《IR活動の実施状況》

活動内容	第159期の実績
個別面談	321回
証券会社主催のカンファレンス・面談	36回
決算説明会	4回
マネジメントミーティング	3回
証券会社主催の個人投資家向け説明会	2回
IR Day	2回
ESG説明会	1回
個人株主向け見学会	1回

(4) サステナビリティ

当社グループは、荏原らしさを事業活動の根幹として、技術力と信頼性を強みに熱意と誠意をもって社会課題の解決に貢献してきました。これからも社会に価値を提供しながら持続的に成長を続けていくために、将来のありたい姿の実現に向けた戦略を事業活動で実践し、世界を支えていく企業であり続けたいと考えています。

2020年2月、当社グループは10年後のあるべき姿とそれに向かう道筋である「価値創造ストーリー」を、長期ビジョン「E-Vision2030」として策定しました。E-Vision2030では、「技術で、熱く、世界を支える」というスローガンの下、当社グループが2030年に向けて解決・改善に取り組む5つのマテリアリティ(重要課題)を設定しています。事業活動を通じてこれらの解決に取り組むことで、社会・環境価値と経済価値の両方を向上させ、企業価値を高めていきます。

《5つのマテリアリティ(重要課題)》

 <p>1. 持続可能な社会づくりへの貢献</p>	<p>社会と人々のために</p>	<p>技術で、熱く「持続可能で地球にやさしい社会、安全・安心に過ごせる社会インフラ、水や食べるものに困らない世界」を支える。</p>	
 <p>2. 進化する豊かな生活づくりへの貢献</p>	<p>産業のために</p>	<p>技術で、熱く「世界が広く貧困から抜け出す経済発展と、進化する豊かで便利なくらしを実現する産業」を支える。</p>	
 <p>3. 環境マネジメントの徹底</p>	<p>事業活動とサプライチェーンのために</p>	<p>カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの最大限の利用を含めた、CO₂削減を推進する。</p>	
 <p>4. 人材の活躍促進</p>	<p>従業員のために</p>	<p>「競争し、挑戦する企業風土」を具現化する、多様な従業員が働き甲斐と働きやすさを感じて、活躍できる企業グループとする。</p>	
 <p>5. ガバナンスの更なる革新</p>	<p>サステナブルな経営のために</p>	<p>成長へのビジョンを描き、グローバルで勝ち続ける経営を後押しする攻めと守りのガバナンスを追求する。</p>	

各マテリアリティについて、関連する社会・環境課題、課題に対するアウトカムを具体化・明確化し、各部門が取り組むアプローチを整理し、各部門のKPIと目標を設定しています。今後継続的にKPIのモニタリングを行い、PDCAサイクルを回していくことで、目標の達成とアウトカムの実現を目指します。詳細は「荏原グループ統合報告書2023」P.27-28をご覧ください。

https://www.ebara.co.jp/ir/library/annual-report/pdf/INT23_a3_JP.pdf#page=15

① 環境に対する取り組み

当社グループは、2022年12月に、自社バリューチェーンにおけるGHG (Green House Gas) 排出量を低減することにより、「2050年にGHG排出ネットゼロ」を目指すことを表明しています。

ア. 気候変動に関する情報開示

当社グループでは、気候変動は世界が直面している重大な課題であると認識し、2019年にTCFDを支持する署名を行い、2021年にTCFDの枠組みに沿った1回目の情報開示を行いました。その後、投資家の皆様との対話の中でいただいた意見を反映させること、そして事業ごとに気候関連のリスクと機会をより明確にすることを目的とし、主要な対面市場ごとに気候関連シナリオ分析を行いました。オイル&ガス市場向け事業、半導体製造市場向け事業、建築・産業市場向け事業、水インフラ市場向け事業、固形廃棄物処理市場向け事業それぞれの事業が気温上昇を4°C未満に抑える4°Cシナリオ、1.5°C未満に抑える1.5°Cシナリオでどのような影響を受けるのかを分析し、2023年7月に情報を更新しました。更新情報の詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/think/information/tcf.html>

イ. カーボンニュートラルの推進

持続可能な社会の実現と、グループの成長との両立を目指し、カーボンニュートラル達成に向けたガバナンス体制を強化しました。具体的には2023年1月にCRO管下の常設部門としてカーボンニュートラル推進課を設置しました。また、これまで実務レベルでの化石エネルギーの合理化等を所掌してきたエネルギー管理委員会を、再エネや非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーを対象とする組織に改組し、CO₂排出量の削減目標達成に向けた体制を整備しました。当社グループの方針、戦略、目標及びKPI等については、代表執行役社長兼CEO兼COOが委員長を務めるサステナビリティ委員会において審議し、成果や進捗の確認を行うことで、着実にカーボンニュートラルを推進していきます。

さらに、GHG排出係数の高い排ガスを無害化する排ガス処理設備の製造販売や、二酸化炭素回収・貯留技術CCUS に貢献するインジェクションポンプの開発・販売、「廃プラスチックのケミカルリサイクル」技術の商用化実現、水素・アンモニアなどの次世代燃料の製造や活用に関するインフラ設備開発などを通じ、社会全体のGHG排出量削減にも取り組んでいます。

〈2030年の目標〉

- Scope1+2 :2018年度比GHG排出量を55%削減
- Scope3/削減貢献量/他(バリューチェーン) :CO₂換算として1億トン削減

詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/environment/information/carbon-neutrality.html>

② 社会に対する取り組み

当社グループは高い倫理観をもって事業を行い、大切な皆様と信頼関係を築くことを「CSR方針」に掲げています。社会・産業・暮らしにおいて、さまざまなステークホルダーとともに価値を創造し、事業活動によって安全、安心で、進化する社会や持続可能な社会づくりに資する製品・サービスを届けることにより、社会価値の創造と提供を行ってまいります。また、事業活動にあたっては、地域社会発展への寄与や人権尊重等、社会とのつながりを強く意識してまいります。

ア. 人権の尊重

国連グローバル・コンパクトに賛同、署名しているとともに、国際人権章典、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重します。

当社グループは人権と多様性を尊重することを「CSR方針」に明示し、これに基づいて「荏原グループ人権方針」を定めています。荏原グループ人権方針は3つの基本方針とともに、それを実践していくための対応方針を定めています。12月の世界人権デーに因み、グループ・グローバル全ての役員と従業員に人権方針の周知を行っています。

人権マネジメントの体制として荏原グループ人権委員会を設置し、人権方針に則した人権マネジメントの仕組みを継続的に改善することを目的として活動しています。経営企画担当の執行役が委員長、リスク管理担当の執行役と人事担当の執行役が副委員長として運営しています。

人権委員会は、従業員とサプライヤーの人権尊重を重要テーマととらえています。従業員に対する人権デュー・ディリジェンスを継続的に行うとともに、サプライヤーの人権に関して、CSR調達アンケートを通じて課題の特定に取り組んでいます。

「荏原グループ人権方針」は以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/social/information/respect.html>

イ. 人事・人材開発

当社グループは、「チャレンジ精神をもって創意工夫する多様な人材を世界中から獲得し、働きやすい職場環境下での適切な競争や挑戦によって実力が最大限発揮され、公正に評価され、個々の社員が充実し、成長する企業風土を目指す」という人事・人材開発基本方針を掲げています。

この方針のもと、多様な人材の活躍推進とグローバルでの人材マネジメント基盤を確立するための具体的な取り組みを実現するため、CHROオフィスを設置しました。各事業から吸い上げた人材ニーズや人材に関する経営課題を、グループ全体の人事戦略 (One EBARA HR) を中心に、施策を遂行していくことで、グループ・グローバル全体で「人的資本経営」の強化を図ります。人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出し、「グローバルでの持続的成長」を実現するための基盤整備をより加速させ、「競争し、挑戦する」人材を育成し、グローバルモビリティの向上を通じて最適配置をグループ全体で強化していきます。

詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/social/information/talent-management.html>

ウ. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進

(a) 基幹職登用の目標策定と施策

当社は、2023年12月31日現在女性基幹職は114名で、当社の基幹職社員に占める割合は7.2%です。2025年までに8.0%以上とすることを目標としています。また、当社は、2011年より外国籍従業員の新卒採用を積極的に行っています。当社の外国籍社員は、2023年12月31日現在143名で、当社の従業員に占める外国籍社員の割合は3.0%です。そのうち、基幹職社員に占める外国籍社員の割合は21名で1.3%です。2030年までに4.0%以上とすることを目標としています。

また、2023年12月31日現在、当社の基幹職社員に占める中途採用者の割合は、576名で36.3%です。ここ数年で中途採用数がかなり増加し、また基幹職にすぐになりえるポテンシャル層の採用を行った結果、2030年までに25%以上とする目標を達成しました。中途採用は今後も継続し、オンボーディング等に力を入れることで、即戦力として活躍していただけるよう、働きやすい環境を提供していきます。

これらの目標数値を達成するために、リーダー候補生の早期選抜・育成を加速させていきます。基幹職試験においては、受験対象者の拡大を実施し、さらに受験スケジュールを見直すことで、早期に抜擢できる仕組みを構築しました。今後は、学びの機会を早い段階から提供することで、自ら進んで学習する文化を醸成し、リーダー候補生の早期育成をさらに実現していきます。

そのうえで、性別や国籍、障がいの有無等にかかわらず、様々なバックグラウンドを有する社員が多様なキャリアを描けるように、多様な人材を見つけ、魅力づけを行い、活躍しやすい環境を整えるオンボーディング施策を進めていきます。また、対面市場別組織に合わせた柔軟な採用体制を整え、タイムリーに適切な人材を確保していきます。

(b) 障がいのある社員の活躍促進

キャリア形成の視点で障がいのある社員の能力開発を行い、挑戦・成長が出来る環境整備を進めていきます。また、グループの事業プロセスへの参入拡大を図り、障がいの有無にかかわらず全グループ社員が「ともに働き、世の中に価値を提供し続ける」ことの実現を目指します。さらに、法定雇用率上昇や対外環境の変化に確実に対応するため、荏原グループの障がい者雇用管理を一元化し、グループ一体で障がい者雇用・事業を推進していきます。

(当社・特例子会社・グループ適用する関係会社3社で障がい者雇用率を2025年までに2.6%以上とすることを目標としています。)

(c) 高齢者の活用

特殊な技能、技術、資格や知識を有する者、高度で卓越・熟練した専門能力を持つ者を定年後も再雇用する制度を設け、高齢者の活用活躍を推進しています。高齢者の活用は、長年にわたって培われた技能や技術が若手に伝承されることにも役立っています。

以上

〈ご参考〉

当社のサステナビリティ情報の詳細について

当社のサステナビリティの詳細及びESGの詳細については、統合報告書及び当社ウェブサイトもご覧ください。

荏原 統合報告書

検索

<https://www.ebara.co.jp/ir/library/annual-report/index.html>



統合報告書

荏原 サステナビリティ

検索

<https://www.ebara.co.jp/sustainability/think/index.html>



当社ウェブサイト

ESG関連の外部評価

FTSE4Good Index Series



FTSE4Good

FTSE Blossom Japan Index



FTSE Blossom
Japan

FTSE Blossom Japan
Sector Relative Index



FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index

S&P/JPXカーボン・
エフィシエント指数



MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

2023 CONSTITUENT MSCIジャパン
ESGセレクト・リーダーズ指数

MSCI日本株女性活躍指数

2023 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)

MSCI ESGレーティング



SOMPOサステナビリティ・
インデックス



えるぼし最高位 / 第3段階



健康経営優良法人
大規模法人部門・ホワイト500



スポーツ庁
スポーツエールカンパニー



日本政策投資銀行
DBJ環境格付け



コーポレートガバナンス・
オブ・ザ・イヤー2023



日経スマートワーク経営調査



日経SDGs経営調査



SUSTAINA ESG AWARDS



※ 当社のMSCIインデックスへの組み入れや、MSCIのロゴ、商標、サービスマークやインデックス名の使用は、MSCI又はその関係会社による当社の後援、宣伝、販売促進ではありません。MSCIインデックスはMSCIの独占的財産です。MSCI及びMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCI又はその関係会社の商標又はサービスマークです。

※ THE USE BY EBARA CORPORATION OF ANY MSCI ESG RESEARCH LLC OR ITS AFFILIATES ("MSCI") DATA, AND THE USE OF MSCI LOGOS, TRADEMARKS, SERVICE MARKS OR INDEX NAMES HEREIN, DO NOT CONSTITUTE A SPONSORSHIP, ENDORSEMENT, RECOMMENDATION, OR PROMOTION OF EBARA CORPORATION BY MSCI. MSCI SERVICES AND DATA ARE THE PROPERTY OF MSCI OR ITS INFORMATION PROVIDERS, AND ARE PROVIDED 'AS-IS' AND WITHOUT WARRANTY. MSCI NAMES AND LOGOS ARE TRADEMARKS OR SERVICE MARKS OF MSCI.

「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー2023」で Grand Prize Company (大賞) を受賞

当社は、一般社団法人 日本取締役協会が主催する「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー2023」でGrand Prize Company (大賞) を受賞しました。

https://www.ebara.co.jp/corporate/newsroom/release/company/detail/1215701_1673.html



日本IR協議会「IR優良企業賞2023」及び 「IR向上企業プレミアム」を受賞

当社は、一般社団法人日本IR協議会が主催する「IR優良企業賞2023」において、「IR優良企業賞2023」を受賞しました。また、日本IR協議会設立30周年記念表彰として、「IR向上企業プレミアム」にも選出されました。

https://www.ebara.co.jp/corporate/newsroom/release/company/detail/1214564_1673.html



連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産)	
流動資産	648,323
現金及び現金同等物	148,059
営業債権及びその他の債権	163,363
契約資産	99,901
棚卸資産	200,616
未収法人所得税	1,277
その他の金融資産	4,357
その他の流動資産	30,747
非流動資産	265,576
有形固定資産	175,882
のれん及び無形資産	50,381
持分法で会計処理されている投資	7,192
繰延税金資産	17,656
その他の金融資産	6,015
その他の非流動資産	8,447
資産合計	913,900

科目	金額
(負債)	
流動負債	361,966
営業債務及びその他の債務	172,368
契約負債	92,918
社債、借入金及びリース負債	31,953
未払法人所得税	8,150
引当金	12,132
その他の金融負債	760
その他の流動負債	43,682
非流動負債	130,361
社債、借入金及びリース負債	113,296
退職給付に係る負債	7,967
引当金	2,588
繰延税金負債	2,954
その他の金融負債	492
その他の非流動負債	3,062
負債合計	492,327
(資本)	
資本金	80,489
資本剰余金	76,593
利益剰余金	224,267
自己株式	△ 306
その他の資本の構成要素	28,830
親会社の所有者に帰属する持分合計	409,875
非支配持分	11,697
資本合計	421,572
負債及び資本合計	913,900

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	759,328
売上原価	516,618
売上総利益	242,709
販売費及び一般管理費	155,847
その他の収益	2,725
その他の費用	3,562
営業利益	86,025
金融収益	1,643
金融費用	4,361
持分法による投資損益	1,425
税引前利益	84,733
法人所得税費用	20,933
当期利益	63,799
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	60,283
非支配持分に帰属する当期利益	3,516

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	334,929
現金及び預金	55,203
受取手形	3,563
売掛金	56,410
電子記録債権	37,080
契約資産	22,995
製品	2,225
仕掛品	59,335
原材料及び貯蔵品	49,020
その他	49,325
貸倒引当金	△ 232
固定資産	267,745
有形固定資産	89,423
建物及び構築物	38,131
機械及び装置	20,720
土地	20,002
建設仮勘定	6,531
その他	4,038
無形固定資産	22,859
ソフトウェア	22,266
その他	592
投資その他の資産	155,462
投資有価証券	2,265
関係会社株式	110,065
関係会社出資金	26,101
長期貸付金	1,513
前払年金費用	4,779
繰延税金資産	9,082
その他	3,351
貸倒引当金	△ 1,696
資産合計	602,674

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	173,765
支払手形	1,144
買掛金	22,127
電子記録債務	64,826
短期借入金	19,285
1年内返済予定の長期借入金	1,189
未払法人税等	3,029
契約負債	34,436
賞与引当金	4,585
役員賞与引当金	228
完成工事補償引当金	1,153
製品保証引当金	3,050
工事損失引当金	1,393
その他	17,315
固定負債	100,298
社債	30,000
長期借入金	67,499
退職給付引当金	46
その他	2,752
負債合計	274,064
(純資産の部)	
株主資本	328,273
資本金	80,489
資本剰余金	84,417
資本準備金	84,417
利益剰余金	163,515
その他利益剰余金	163,515
特定株式取得積立金	75
繰越利益剰余金	163,440
自己株式	△ 148
新株予約権	336
純資産合計	328,610
負債純資産合計	602,674

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		328,868
売上原価		233,080
売上総利益		95,787
販売費及び一般管理費		70,591
営業利益		25,195
営業外収益		
受取利息	1,503	
受取配当金	25,476	
その他	200	
		27,179
営業外費用		
支払利息	1,177	
為替差損	703	
コミットメントライン手数料	399	
貸倒引当金繰入額	49	
その他	202	
		2,532
経常利益		49,843
特別利益		
固定資産売却益	110	
投資有価証券売却益	108	
関係会社整理益	63	
		281
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	218	
減損損失	486	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	154	
		860
税引前当期純利益		49,264
法人税、住民税及び事業税	7,466	
法人税等調整額	△ 2,974	
当期純利益		44,771

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月18日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北村嘉章
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 隅田拓也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤春暁子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示

項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月18日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村嘉章
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 隅田拓也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤春暁子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2023年1月1日から2023年12月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第159期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社 荏原製作所 監査委員会

監査委員	北	山	久	恵	印
監査委員	沼	上		幹	印
監査委員	長	峰	明	彦	印

（注）監査委員 北山久恵及び沼上幹は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図



株主の
皆様への
お願い

- 本株主総会では、インターネットによるライブ中継も行いますので、ぜひライブ中継もご利用いただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井ホール

日時

2024年3月27日(水曜日) 午前10時開会 (受付開始 午前9時)

交通

地下鉄「大手町駅」下車
C4出口直結

- 千代田線
- 半蔵門線
- 丸ノ内線
- 東西線
- 都営三田線

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。